

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



棚倉町



LINE

第7次棚倉町振興計画

令和7年度～令和16年度 第7次棚倉町振興計画



福島県 棚倉町

棚倉町

ごあいさつ

「人と緑と歴史が結び合う
幸住空間 躍動 たなぐら」
を目指して



棚倉町では、平成27年度からこれまでの10年間において、第6次棚倉町振興計画で定めた将来像「人を・心を・時をつなぐ たなぐらまち ～ほっとするわたしのふるさと～」の実現に向けて、各種施策に取り組んでまいりました。それぞれの施策の推進にあたっては、町民の皆さまのご理解、ご協力を賜り、順調に進められましたこと感謝申し上げます。

さて、この間、人口減少と少子化・高齢化の急激な進行や大規模な自然災害の発生、新型コロナウイルス感染症の流行、円安等による物価高騰、デジタル化の急速な進展、SDGsやカーボンニュートラルの実現に向けた世界・国をあげての取り組みの推進など、取り上げればきりが無いほど私たちを取り巻く環境は、この10年間で大きく変化しました。

こうした時代の変化を受け止めながら、このたび、今後のまちづくりの指針となる、第7次棚倉町振興計画を策定いたしました。

本計画は、令和7年度から令和16年度を計画期間と定め、「人と人とのつながりの強化」、「安全・安心なまちづくり」、「産業振興・教育・幸福人口を重点とした町の魅力の向上」をまちづくりの基本原則としながら、やさしく人情あふれる町民と豊かな自然、先人が築いた歴史・文化が融合する本町で、町民一人ひとりが幸せを実感しながらいきいきと暮らし、訪れる人も幸せになるまちをつくり、未来へ向けて躍動していくという思いを込め、「人と緑と歴史が結び合う^{こゝろ}幸住空間 躍動 たなぐら」を将来像としました。

この将来像の実現に向けては、これまで以上に町民と行政とのつながりを強め、多くの方が知恵と力を合わせ、かかわり合い、支え合い、協働することが重要であると考えておりますので、町民の皆さまのまちづくりへの積極的な参画と、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました町民の皆さま、熱心で活発なるご審議を賜りました棚倉町振興計画審議会委員の皆さまに厚く御礼申し上げます。

令和7年3月

棚倉町長 宮川 政 夫

棚倉町町民憲章

棚倉町は美しい自然に恵まれ、古い歴史をもつ由緒ある町です。
この町をさらに希望あふれる町に育て後世に引き継ぐことは私たちの努めです。
このため町民みんなの誓いとして、ここに町民憲章を定めます。

- ◎自然を愛し緑の町「たなぐら」をつくりましょう。
- ◎心身をきたえ健康な町「たなぐら」をつくりましょう。
- ◎きまりを守り明るい町「たなぐら」をつくりましょう。
- ◎教養を深め文化の町「たなぐら」をつくりましょう。
- ◎勤労にはげみ伸びゆく町「たなぐら」をつくりましょう。

昭和47年11月3日制定

棚倉町町章



棚倉町の「た」の字を図案化したもので、町民に融和と団結を表し飛躍する町勢を象徴したものです。

棚倉町シンボルキャラクター「たなちゃん」



あたまには、町の花「つつじ」を月桂冠に見立て、髪型は城下町らしくちょんまげ。スポーツをイメージするギリシャのキトンを身にまとい、足元は「ぞうり」を履いて、元気一杯に躍進していく「たなぐらまち」を表現したものです。

町の木「松」



「松」は幸福を祝う木であり、町内全域にわたって繁茂し、高く大空に伸びる優美な姿は、町の発展を象徴するにふさわしい木です。

町の花「つつじ」



町内全域にわたり自生する「つつじ」は、身近に親しまれ、その花は集団の美を形成し、町の融和を象徴するにふさわしいものです。

目次

第1部 総論

第1章 振興計画の策定にあたって	2
1 振興計画とは	2
2 なぜ計画をつくるのか	2
3 計画の構成と期間は	2
4 計画策定で重視したことは	3
第2章 棚倉町の特性と課題	4
1 町の概要	4
2 町の特性	10
3 町民の声	14
4 時代の流れ	22
5 まちづくりの課題	24

第2部 基本構想

第1章 棚倉町の将来像	28
1 まちづくりの基本原則	28
2 将来像	29
第2章 計画の体系と方針	30
1 計画の体系	30
2 基本目標ごとの方針	31

第3部 基本計画

第1章 にぎわいと活力あふれるまち	36
1-1 観光	36
1-2 農業	38
1-3 林業・森林保全	40
1-4 商工業・企業誘致	42
1-5 雇用環境対策	44
第2章 とともに生きともにつくるまち	48
2-1 町民参画・協働	48
2-2 地域コミュニティ	50
2-3 国内・国際交流	52
2-4 多様性社会	54
2-5 行財政運営	56
第3章 安全・安心で環境にやさしいまち	60
3-1 消防・防災	60
3-2 交通安全・防犯・消費者対策	62
3-3 環境保全	64
3-4 ごみ処理	66
3-5 上・下水道	68

第4章 健やかで幸せに暮らせるまち	72
4-1 保健・医療	72
4-2 高齢者支援	74
4-3 障がい者支援	76
4-4 地域福祉	78
第5章 明日を拓く人と文化を育むまち	82
5-1 子育て支援	82
5-2 学校教育	84
5-3 生涯学習	86
5-4 文化芸術・文化財	88
5-5 スポーツ	90
第6章 未来への基盤が整ったまち	94
6-1 土地利用	94
6-2 道路	96
6-3 公園	98
6-4 住宅、移住・定住	100
6-5 生活交通	102
6-6 デジタル化	104

資料編

1 第7次棚倉町振興計画策定の経緯	110
2 棚倉町振興計画審議会条例	111
3 棚倉町振興計画審議会委員名簿	113
4 振興計画審議会諮問	114
5 振興計画審議会答申	115
6 町民参加	116

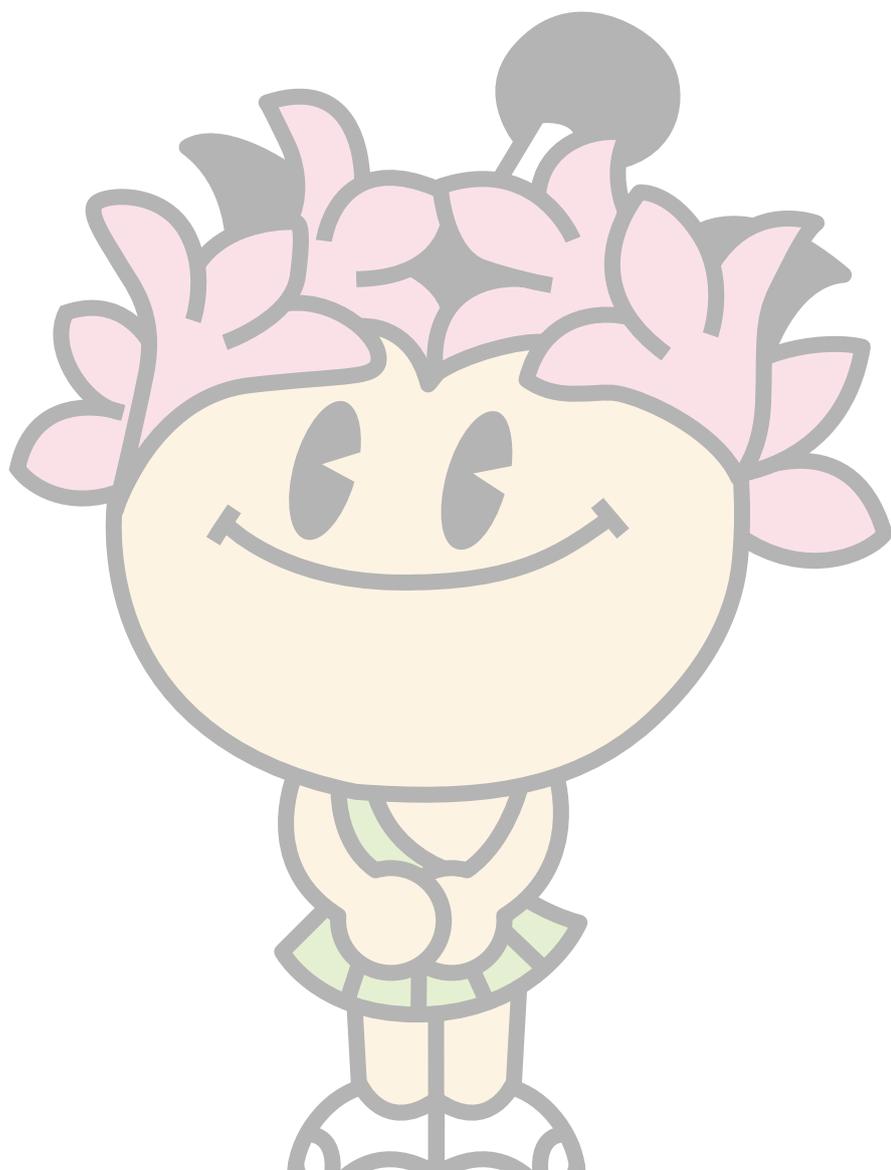
第7次棚倉町振興計画 児童絵画展 作品紹介

テーマ「住んでみたい、将来の棚倉町」

入賞作品	19、47、53、59、71、93
応募作品	99、107、117

第1部

總論



振興計画の策定にあたって

1 振興計画とは

振興計画とは、地方自治体（都道府県・市区町村）が、どのようなまちを目指すのか、そのためにどのようなことを行うのかをまとめた計画です。

地方自治体では、分野ごとにたくさんの計画を策定していますが、振興計画は、こうした計画のうち、一番上に位置する「最上位計画」であり、まちづくりの基本となる最も重要な計画です。

2 なぜ計画をつくるのか

本町では、平成26年度に、「第6次棚倉町振興計画」を策定し、将来像として掲げた『人を・心を・時をつなぐ たなぐらまち』を実現するための様々な取り組みを積極的に進めてきました。

しかし、近年、少子化による人口減少の急速な進行や、高齢化による社会構造の変化をはじめ、大規模災害への対応、さらにはデジタル化の急速な進展など、社会環境は大きく変化しており、これらに伴い、町民ニーズも大きく変化しています。

このような社会環境や町民ニーズの変化に的確に対応しつつ、より一層魅力と活力のある棚倉町をつくっていくため、町民のまちづくりの共通目標として、また、町行政の総合的な経営指針として、「第7次棚倉町振興計画」を策定します。

3 計画の構成と期間は

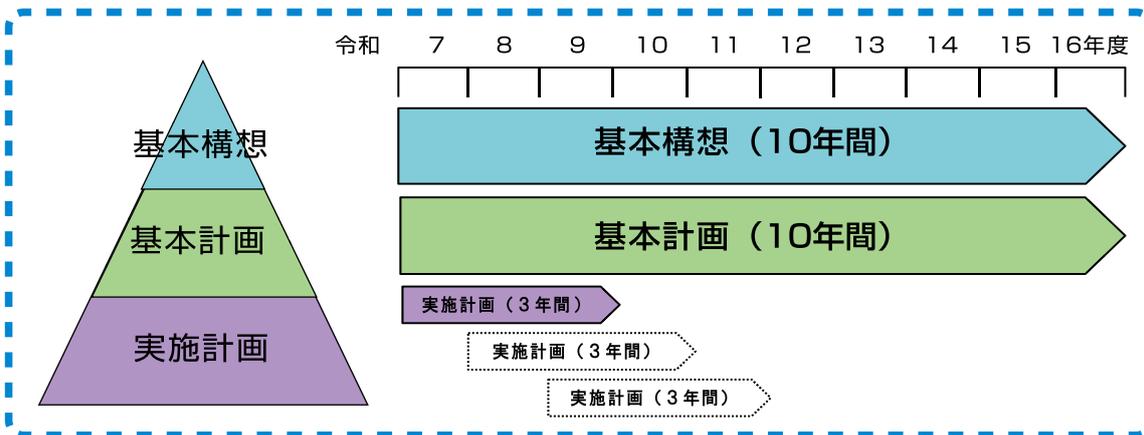
本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つからなっており、それぞれの構成は、次のとおりです。

なお、基本構想及び基本計画の計画期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間です。

計画の構成

基本 構想	10年後に目指す将来像と、それを実現するための計画の体系や方針などを示したものです。
基本 計画	基本構想に基づき、各分野において取り組む主要な施策や数値目標などを示したものです。
実施 計画	基本計画に基づき、具体的に実施する事業や事業費などを示したもので、別途策定します。 計画期間は、3年間とし、ローリング方式により毎年度見直しを行います。

計画の期間



4 計画策定で重視したことは

★ “読んでわかる” 計画づくり

町民のまちづくりの共通目標として、町民の目線に立った、シンプルでわかりやすい構成・内容・表現とし、“読んでわかる”計画として策定しました。

★ “町民参画・職員参画” による計画づくり

子どもからお年寄りまでの町民、そして町職員の意見やアイデアがしっかりと反映されたものとなるよう、“町民参画・職員参画”を重視した計画づくりを行いました。

★ “経営の効率化” につながる計画づくり

町行政の経営指針として、行財政改革との連携、施策・事業の選択と集中、計画を実行・検証・改善しやすい仕組みづくりなどを行い、“経営の効率化”につながる計画として策定しました。

第2章 棚倉町の特性と課題

1 町の概要

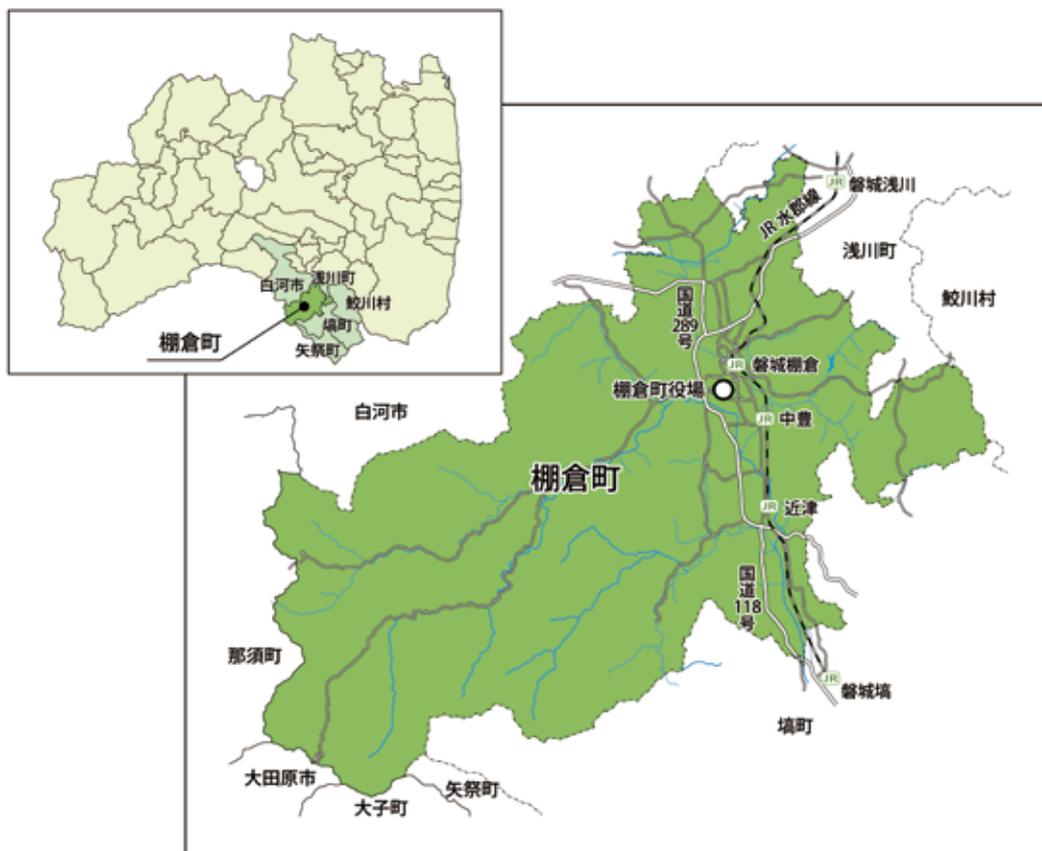
(1) 位置と地勢

福島県中通りの南部に位置し、東部は阿武隈高地が連なり、西部は八溝山地に囲まれ、久慈川・社川が流れる。

本町は、福島県中通りの南部に位置し、東は浅川町と鮫川村、南は塙町と矢祭町、茨城県大子町、西は栃木県大田原市と同県那須町、北は白河市と接しています。

東西19.6km、南北17.4km、総面積は159.93km²で、東部は阿武隈高地が連なり、西部は八溝山地に囲まれ、八溝山を源とする久慈川が南へ、北部は阿武隈川の支流の社川が東へ流れています。

棚倉町の位置と概要



(2) 町の歩み

かつて、棚倉藩の城下町として、政治・経済・文化の中心地、交通の要所として栄えた歴史を持ち、昭和30年に現在の棚倉町となる。

本町の歴史は古く、胡麻沢遺跡等から発見された石器類により、1万年以上も前に生活を営んでいたことがわかっており、縄文・弥生・古墳時代においても、町内に分布する出土品から、この地に高い文化が発達していたことがうかがえます。

奈良・平安時代においても、松並平遺跡から、当地方の文化の中心であったことが推測されます。

中世になると、白河結城氏、佐竹氏、伊達氏など有力武士による抗争が繰り返され、江戸時代に入り、慶長11年（1606年）に立花宗茂公が棚倉藩の初代藩主となりました。以後、藩主は9家17代にわたり、本町は棚倉藩十万石の城下町として、また政治・経済・文化の中心地、交通の要所として栄えてきました。

なお、元和8年（1622年）には、二代目藩主の丹羽長重公が、二代將軍秀忠公の命を受け、寛永2年（1625年）に棚倉城を築城しました。以後、城主は8家16代にわたり、棚倉城は慶応4年（1868年）の戊辰戦争で落城し、焼失するまでの243年間存在しました。

明治4年（1871年）の廃藩置県を経て、同22年（1889年）の町村施行令によって、棚倉町、社川村、高野村、近津・山岡組合村が誕生し、昭和30年（1955年）1月1日に、これら1町3か村が合併して新生「棚倉町」となり、現在に至っています。



(3) 人口

① 総人口

総人口は令和2年の国勢調査で13,343人、直近5年間の増減率は△6.7%で、減少が加速している。

国勢調査による本町の人口の状況（以下同様）をみると、総人口は令和2年で13,343人（福島県現住人口調査では令和6年1月1日現在12,569人）となっています。

直近5年間の増減率は△6.7%で、減少が加速していることがわかります。

増減率は県南地域で下から4番目に位置し、国・県・県南地域平均を下回っています。

総人口と増減数・増減率

	人口（人）	増減数（人）	増減率（%）
平成12年	16,376	△171	△1.0
平成17年	15,795	△581	△3.5
平成22年	15,062	△733	△4.6
平成27年	14,295	△767	△5.1
令和2年	13,343	△952	△6.7

資料：国勢調査

国・県・県南地域との比較（直近5年間の増減率が高い順）

	平成27年の人口（人）	令和2年の人口（人）	増減数（人）	増減率（%）
西郷村	20,322	20,808	486	2.4
矢吹町	17,370	17,287	△83	△0.5
中島村	5,001	4,885	△116	△2.3
白河市	61,913	59,491	△2,422	△3.9
泉崎村	6,495	6,213	△282	△4.3
棚倉町	14,295	13,343	△952	△6.7
塙町	9,157	8,302	△855	△9.3
矢祭町	5,950	5,392	△558	△9.4
鮫川村	3,577	3,049	△528	△14.8
県南地域	144,080	138,770	△5,310	△3.7
福島県	1,914,039	1,833,152	△80,887	△4.2
全国	127,094,745	126,146,099	△948,646	△0.7

資料：国勢調査

② 推計人口

本町の総人口は今後も減少していくことが推計されている。

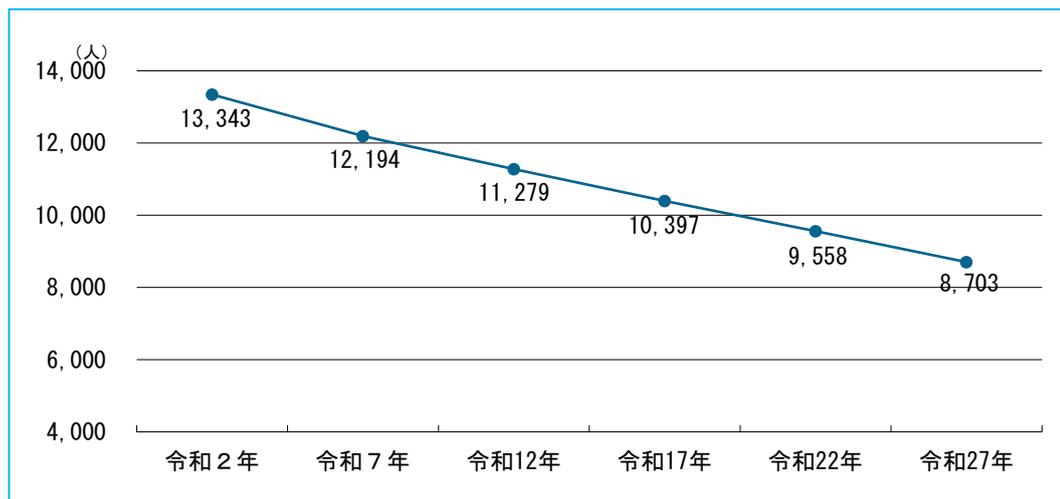
「地方版総合戦略の策定等に向けた人口動向分析・将来人口推計の手引き（令和6年6月版）」に基づく、国から提供された「将来人口推計のためのワークシート」によると、本町の総人口は今後も減少していくことが推計されています。

推計人口と増減数・増減率

	推計人口（人）	増減数（人）	増減率（%）
令和2年	13,343	—	—
令和7年	12,194	△1,149	△8.6
令和12年	11,279	△915	△7.5
令和17年	10,397	△882	△7.8
令和22年	9,558	△839	△8.1
令和27年	8,703	△855	△8.9

注）令和2年は実績値。令和7年以降は上記のワークシートによる推計値（国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠したコーホート要因法※1による推計）。

推計人口



※1 年齢別人口の加齢に伴って生じる年々の変化をその要因（死亡、出生、人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法。

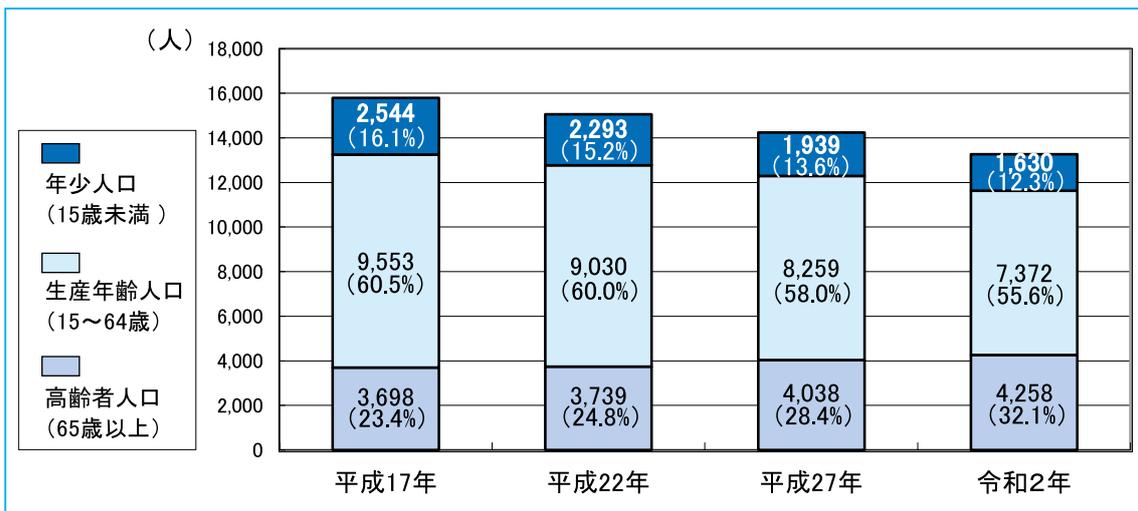
③ 年齢（3区分）別人口

15歳～64歳の生産年齢人口の減少が目立つ。また、国・県・県南地域平均よりも高齢化が進んでいる。

年齢（3区分）別の人口は次のとおりで、これまでの推移をみると、15歳未満の年少人口と15歳～64歳の生産年齢人口が減少し、65歳以上の高齢者人口が増加しています。

それぞれの比率（令和2年）を国・県・県南地域平均と比較すると、年少人口比率はわずかに上回っていますが、高齢者人口比率がやや高くなっており、高齢化が進んでいることがうかがえます。

年齢（3区分）別人口の推移



注) 年齢不詳は含まない（平成27年59人、令和2年83人）。比率も年齢不詳を除いて算出。

資料：国勢調査

年齢（3区分）別人口比率の国・県・県南地域との比較（令和2年）

	全国	福島県	県南地域	棚倉町
年少人口 (%)	12.1	11.5	12.1	12.3
生産年齢人口 (%)	59.2	56.7	57.2	55.6
高齢者人口 (%)	28.7	31.8	30.7	32.1

注) 比率は年齢不詳を除いて算出。

資料：国勢調査

(4) 就業構造

働く町民が減ってきている。就業構造としては、農業と製造業に従事する町民の割合が高いことが特徴。

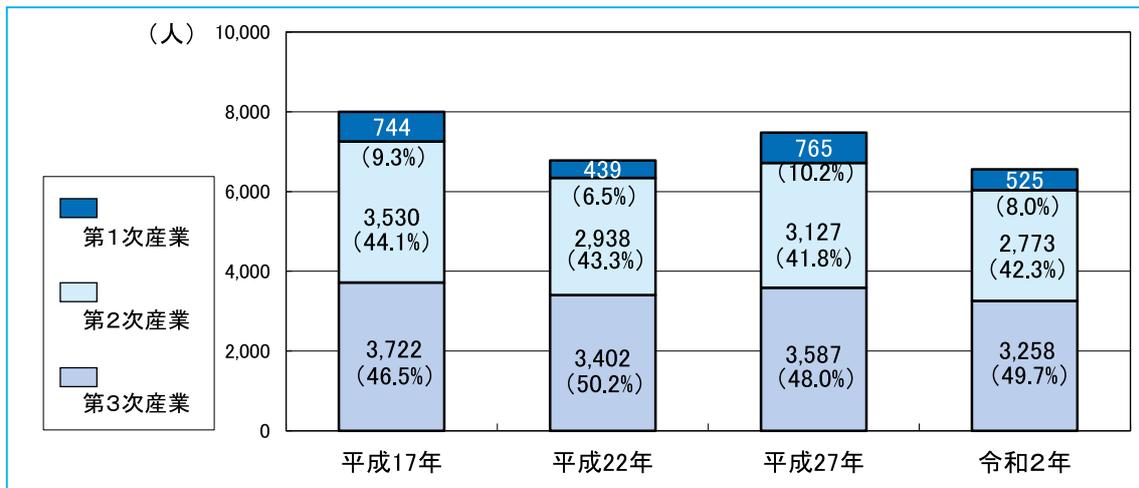
本町の就業者総数（令和2年）は6,670人となっています。

直近5年間の増減率は△11.1%で、これまでで最も低くなっています。

産業（3部門）別の就業者数は、農業・林業などの第1次産業、建設業・製造業などの第2次産業、これら以外の第3次産業ともに減少傾向にあります。

それぞれの比率（令和2年）を国・県平均と比較すると、第1次産業と第2次産業の比率が大幅に高く、第3次産業が大幅に低くなっており、就業構造としては、第1次産業（農業）と第2次産業（製造業が約8割）に従事する町民の割合が高いことが本町の特徴となっています。

産業（3部門）別就業者数の推移



注) 分類不能は含まない（平成17年8人、平成22年653人、平成27年28人、令和2年114人）。比率も分類不能を除いて算出。
資料：国勢調査

産業（3部門）別就業者比率の国・県・県南地域との比較（令和2年）

	全国	福島県	県南地域	棚倉町
第1次産業 (%)	3.5	6.3	9.1	8.0
第2次産業 (%)	23.7	29.7	39.2	42.3
第3次産業 (%)	72.8	64.0	51.7	49.7

注) 比率は分類不能を除いて算出。

資料：国勢調査

2 町の特徴

“強み”を生かす視点に立ち、本町の代表的な特性をまとめると、次のとおりです。

1 「棚倉城跡」をはじめとする数多くの歴史文化資源

本町は、1万年以上の歴史を持ち、江戸時代には、棚倉藩9家17代にわたり、政治・経済・文化の中心地として城下町が栄えたことから、有形・無形の数多くの歴史文化資源があります。

平成31年（2019年）に国の史跡に指定された「棚倉城跡」（亀ヶ城公園）をはじめ、赤館城跡（赤館公園）、山本不動尊、八槻都々古別神社、馬場都々古別神社などの歴史文化資源は、歴史情緒を満喫できる名所として、春には桜、秋には紅葉の名所としても、本町を代表する観光スポットになっています。

本町では、現在、こうした歴史文化資源を生かしたまちづくりに向け、国に認定された「棚倉町歴史的風致維持向上計画」（歴まち計画）に基づき、様々な事業を進めています。



2 緑輝く森と清らかな水が育む豊かな自然環境

本町は、東部には阿武隈山系の丘陵地、西部には八溝山系の山岳地帯が広がるとともに、八溝山に源を発し太平洋に注ぐ久慈川、阿武隈川水系の社川などの河川が流れ、緑輝く森と清らかな水、そして清涼でさわやかな空気に包まれた、豊かな自然環境に恵まれています。

本計画の策定にあたって実施したアンケート調査の結果においても、棚倉町の魅力として、「自然が豊かである」が、町民ならびに中学生の回答では、他を引き離して第1位となっています。



3 活気ある産業（農業、林業、商工業、観光業）

本町は、古くから農業を主要産業として発展してきました。現在、米づくりをはじめ、トマト、キュウリ、イチゴ、ブルーベリーなどの野菜・果樹等の生産や肉用牛を中心とした畜産が行われているほか、町の面積の約7割を占める森林を生かした林業が営まれています。

また、工業においては、多くの製造業や建設業等の企業が立地し、町の活力や町民の雇用を生み出しているほか、商業においても、城下町の名残から、数多くの小売業・飲食業の店舗があり、多くの人々に利用されています。

このほか、本町には、温泉施設やプール、テニスコートなどが整備されたルネサンス棚倉があり、観光拠点施設として、学生の合宿や企業の研修などをはじめ、多くの人々に利用されています。



4 充実した子育て・教育環境

本町では、すこやか赤ちゃん応援券支給事業や18歳までの子どもの医療費の助成などの経済的支援をはじめ、子どもセンターにおける学習・相談・交流の場の提供、ファミリーサポートセンター事業^{*2}や放課後児童クラブ・預かり保育の充実など、町全体で子育てする人を応援する取り組みを積極的に行っています。

また、教育面においても、適正な学校教育の環境づくりはもとより、キャリア教育^{*3}の推進、地域と連携したコミュニティ・スクール^{*4}の運営など、子どもの将来を考えた地域ぐるみの取り組みも積極的に行っています。



5 健康で幸せに暮らせる保健・福祉環境

本町では、地域における健康課題の分析を行い、町民一人ひとりの健康寿命の延伸に向けたきめ細かな保健事業を推進しています。

特に、町民の自主的な健康づくり、運動習慣の定着に向け、健幸アンバサダー^{*5}の養成・活用や“歩く”健康づくり活動の促進に力を入れています。

また、福祉面においても、「たなちゃん体操」の普及やこれらを通じた地域サロンの開催支援、有償ボランティアである「たなちゃんお助け隊」による生活支援サービスの仕組みづくりなど、介護予防や地域における生活支援体制づくりをはじめ、福祉・介護サービスの充実に積極的に取り組んでいます。



^{*2}子育ての支援を受けたい人と支援ができる人が会員登録し、支援活動を行う事業。

^{*3}学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけさせる教育。

^{*4}学校運営協議会制度。学校運営協議会は、法律に基づき、学校と地域が一体となった学校づくりを進めるために設置する、学校運営及び運営への必要な支援などを協議する機関。

^{*5}健康に関する正しい知識や効果的な運動方法などを、家族や友人など身近な人に口コミで伝える（広めていく）伝道師。

6 東白川郡における交通の要所

本町は、県南地域の主要都市である白河市の中心部まで車で約40分の距離にあり、東北新幹線や東北自動車道を利用して東京都心へも2時間程度でアクセスできるほか、国道118号・289号が走り、地域の基幹道路として、重要な役割を担っています。

また、JR水郡線が縦断し、3つの鉄道駅があるとともに、白河市をはじめ、近隣市町を結ぶ路線バスも運行されるなど、東白川郡の交通の要所となっています。



7 やさしく人情味あふれる町民気質

全国的に人々の地域への関心や近所づきあいの希薄化が指摘される中、城下町としての歩みや豊かな自然に包まれ、古くから培われてきた町民のやさしさや人情味、人と人とのつながりの強さは、これからのまちづくりに生かすべき本町の優れた特性といえます。

また、こうした町民気質などを背景に、行政区の活動をはじめ、様々な分野で町民の自主的な活動や、町民と行政との協働による活動が活発に行われています。



3 町民の声

本計画の策定にあたり、本町では、計画策定への町民参画、町民の声の反映を重視し、町民及び中学生を対象としたアンケート調査や、『たなぐらまちづくりトークカフェ』などを行いました。

その概要と主な結果は、次のとおりです。

町民・中学生アンケート調査の概要

	町民アンケート調査	中学生アンケート調査
調査対象	18歳以上の町民	棚倉中学校の生徒全員
配布数	3,000	401
抽出法等	無作為抽出	全数調査
調査方法	郵送法とWEB方式	WEB方式
調査時期	令和5年6月	令和5年6月
有効回収数	1,104	367
有効回収率	36.8%	91.5%

『たなぐらまちづくりトークカフェ』の概要

	内容
参加者	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体代表者（産業・教育・文化・福祉・まちづくり団体等） ・一般公募者（移住者・若者・子育て世代等） ・高校生（県立修明高等学校生徒）
実施概要	<p>【第1回：意見交換会】（今後力を入れてほしいこと等） 事前記入票の配布・回収とグループ別の意見交換会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生活環境・基盤・産業分野グループ（令和5年9月28日） ②保健・医療・福祉分野グループ（令和5年9月29日） ③教育・文化分野グループ（令和5年9月29日） ④移住者・若者・子育て世代グループ（令和5年9月28日） ⑤高校生グループ（令和5年9月28日） <p>【第2回：ワークショップ】（各施策項目（5分野28項目・暫定）ごとの「主な取り組み」の提案作成） 上記①～④グループ合同（令和5年11月17日）</p>

(1) アンケート調査にみる町民の声

① 町への愛着度と今後の定住意向（町民・中学生）

■町への愛着度

【町 民】	“愛着を感じている”	70.3%
【中 学 生】	“愛着を感じている”	71.3%

■今後の定住意向

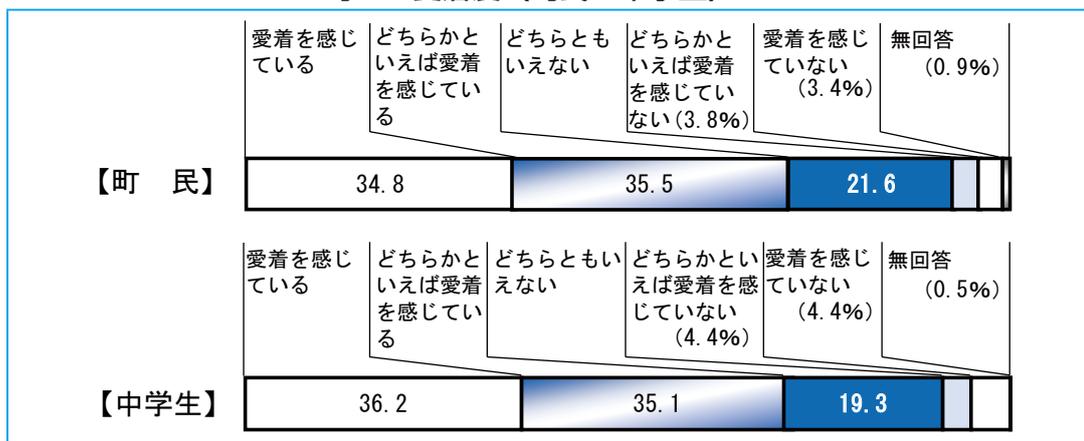
【町 民】	“住みたい”	67.8%
【中 学 生】	“住みたい”	32.5%

町への愛着度については、町民・中学生ともに約7割の人が“愛着を感じている”と答えています。

今後の定住意向については、町民では約7割が“住みたい”と答えており、中学生では「どちらともいえない」が最も多くなっています。

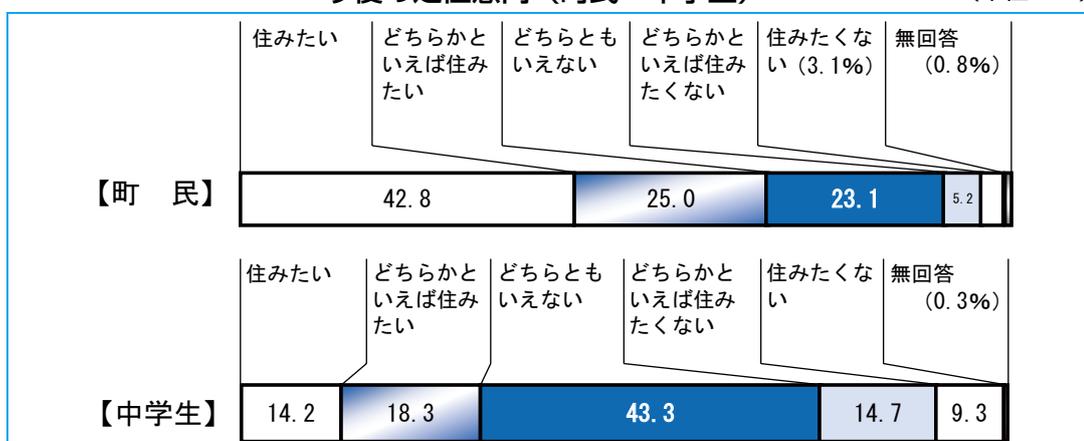
町への愛着度（町民・中学生）

（単位：％）



今後の定住意向（町民・中学生）

（単位：％）



② 町の各環境に関する満足度（町民）

■満足度が高い項目

- 第1位 水道の状況
- 第2位 消防・救急体制
- 第3位 健康づくりに関する取り組み
- 第4位 ごみ処理・リサイクル体制
- 第5位 防災体制

■満足度が低い項目

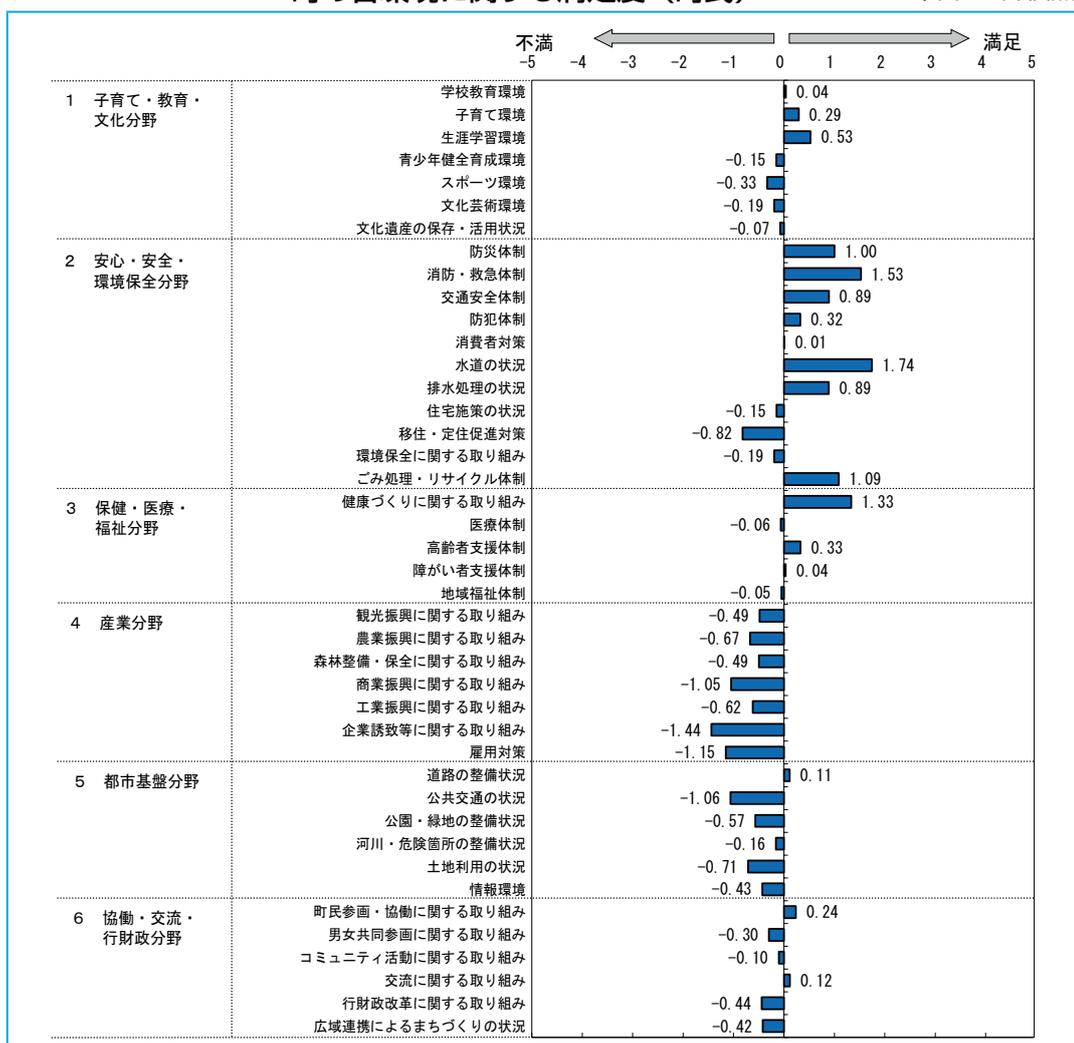
- 第1位 企業誘致等に関する取り組み
- 第2位 雇用対策
- 第3位 公共交通の状況
- 第4位 商業振興に関する取り組み
- 第5位 移住・定住促進対策

町の各環境（6分野42項目）について、「満足している」から「不満である」までの5段階で評価してもらい、点数化しました。

その結果、水道や消防・救急、健康づくり、ごみ処理、防災など、安心・安全・環境保全分野と保健・医療・福祉分野の項目の満足度が高く、企業誘致や雇用対策、公共交通、商業振興、移住促進対策など、産業分野と都市基盤分野の項目、そして移住促進対策の満足度が低い結果となりました。

町の各環境に関する満足度（町民）

（単位：評価点）



③ 町の各環境に関する重要度（町民）

■重要度が高い項目

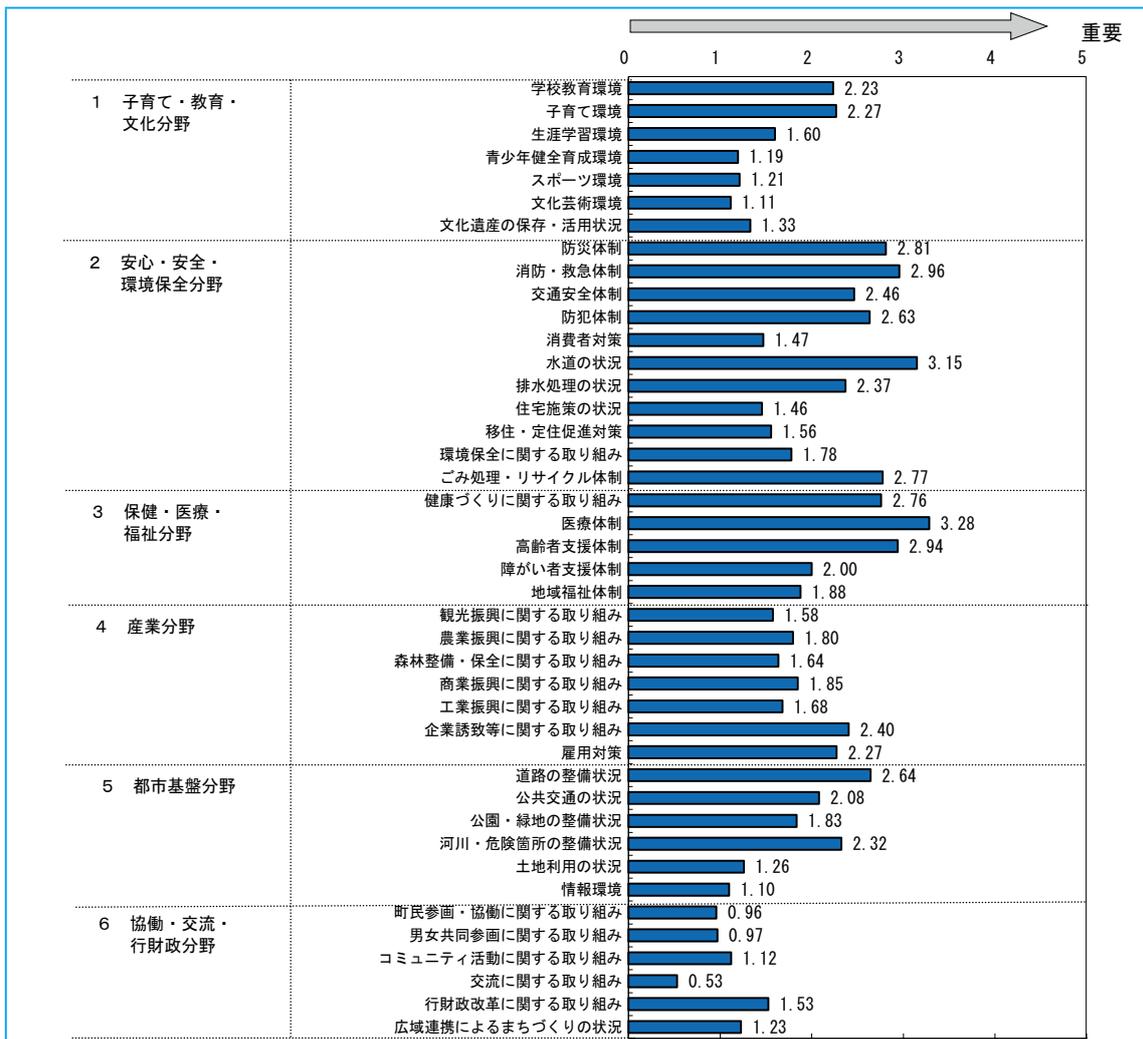
- | | |
|-------------|-------------------|
| 第1位 医療体制 | 第6位 ごみ処理・リサイクル体制 |
| 第2位 水道の状況 | 第7位 健康づくりに関する取り組み |
| 第3位 消防・救急体制 | 第8位 道路の整備状況 |
| 第4位 高齢者支援体制 | 第9位 防犯体制 |
| 第5位 防災体制 | 第10位 交通安全体制 |

満足度と同じ各環境（6分野42項目）について、「重視している」から「重視していない」までの5段階で評価してもらい、点数化しました。

その結果、医療体制や水道、消防・救急、高齢者支援、防災、ごみ処理、健康づくり、道路、防犯、交通安全などについて、重視している人が多い結果となりました。

町の各環境に関する重要度（町民）

（単位：評価点）



④ 今後のまちづくりの特色（町民・中学生）

■今後のまちづくりの特色

【町 民】

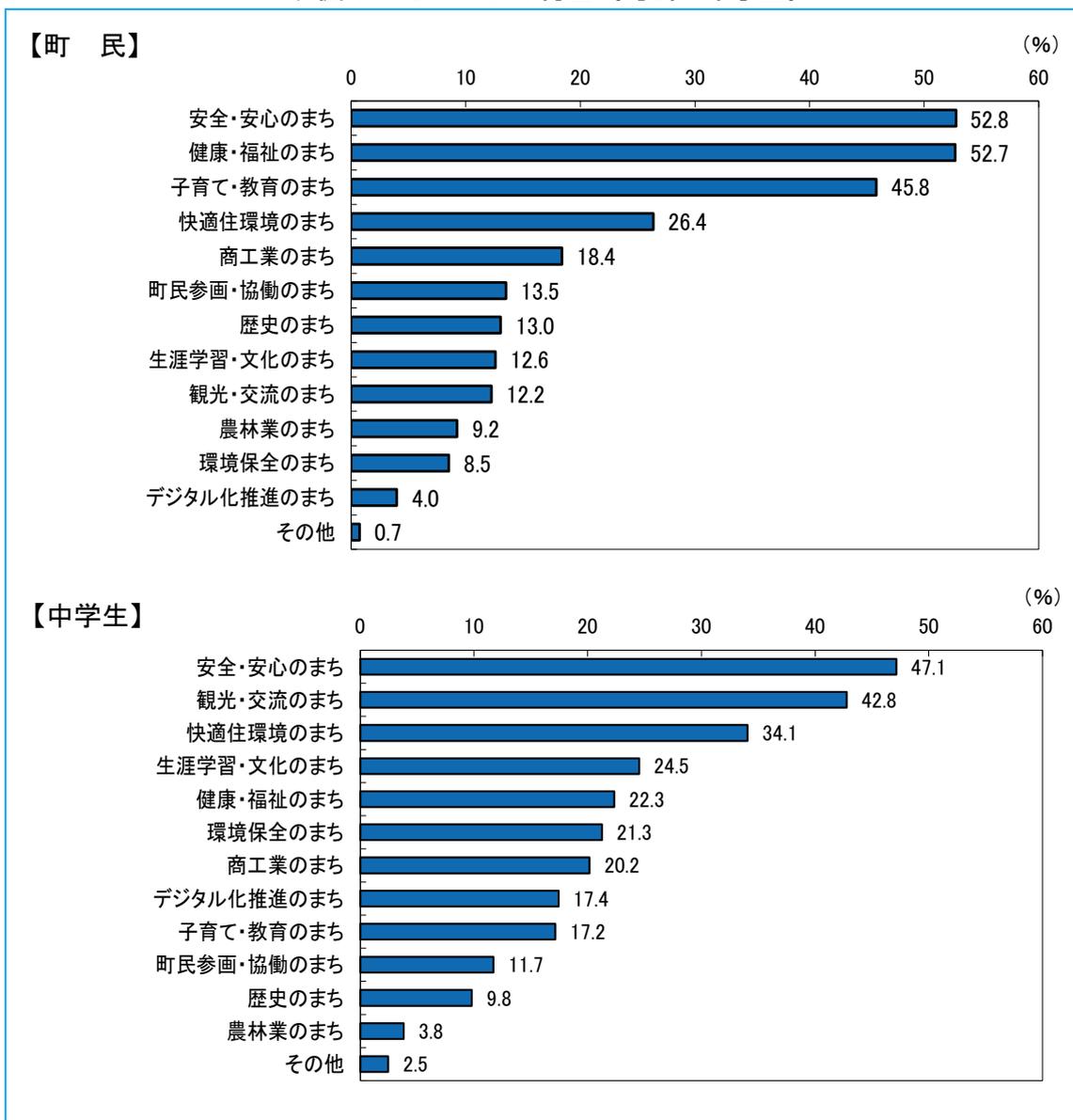
- 第1位 安全・安心のまち
- 第2位 健康・福祉のまち
- 第3位 子育て・教育のまち

【中 学 生】

- 第1位 安全・安心のまち
- 第2位 観光・交流のまち
- 第3位 快適住環境のまち

今後のまちづくりの特色については、町民では、「安全・安心のまち」が第1位、ほぼ同率で「健康・福祉のまち」が第2位、「子育て・教育のまち」が第3位で、中学生では、町民と同様に「安全・安心のまち」が第1位ですが、第2位は「観光・交流のまち」という結果になりました。

今後のまちづくりの特色（町民・中学生）



第7次棚倉町振興計画 児童絵画展
テーマ「住んでみたい、将来の棚倉町」

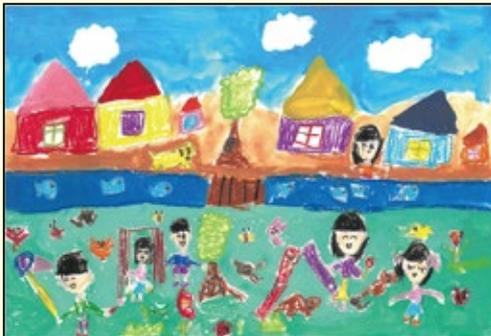
1年生

優秀賞

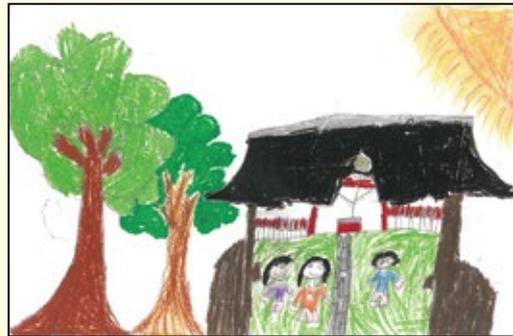


棚倉小学校 大倉 渚

佳作



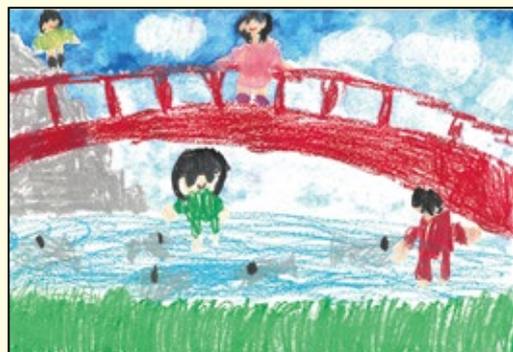
棚倉小学校 金澤 優衣



社川小学校 野口 泰誠



近津小学校 渡邊 桜



近津小学校 緑川 侑季

(2) たなぐらまちづくりトークカフェにみる町民の提案

『たなぐらまちづくりトークカフェ』では、第1回：意見交換会として、「一番言いたいこと1つ（高校生は自分が町長だったら行うこと1つ）」をお聞きしたほか、第2回：ワークショップでは、「各施策項目（5分野28項目・暫定）ごとの主な取り組み」を提案していただきました。それらをまとめた内容は、次のとおりです。

各施策項目（5分野28項目・暫定）の「主な取り組み」の提案

分野（暫定）	施策項目（暫定）	「主な取り組み」の提案 (第7次振興計画で行うべき主な施策や具体的内容等)
1 生活環境・ 基盤・ 産業分野	①消防・防災	■消防団員確保のための活動の見直し。
	②交通安全・防犯	■歩道やガードレールの整備。
	③環境保全	■太陽光、バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入。 ■脱炭素社会に向けた教育・啓発の充実。
	④ごみ処理	■ごみ分別の徹底の啓発。
	⑤上下水道	■下水道施設、未接続者の接続の促進。
	⑥公園	■子どもから大人まで遊べる大きな公園の整備。
	⑦土地利用	■時代変化に即した土地利用計画の見直し。
	⑧道路	■まちなかの共有駐車場の整備。 ■自転車専用道路の整備。
	⑨住宅	■若者や子育て世帯向けの町営住宅の整備検討。
	⑩情報化・デジタル化	■誰もがデジタルを使えるような支援。
	⑪観光	■観光資源のネットワークの構築。 ■観光プロデュース力の向上。
	⑫農林業	■特産品のPRの充実。 ■スマート農業の支援。 ■ふるさと納税お礼品としての活用。
	⑬商工業	■商店街の空き店舗の再利用。 ■ふるさと納税お礼品としての活用。
	⑭雇用	■「歴まち計画」などと連動した雇用を生み出す産業づくり。
2 保健・ 医療・ 福祉分野	⑮保健・医療	■在宅医療と在宅介護の充実。 ■医療の担い手不足の解消。
	⑯高齢者支援	■介護職の担い手への支援。
	⑰障がい者支援	■障がい者の特性についての町民への啓発。
	⑱地域福祉	■地域サロンの充実。

分野（暫定）	施策項目（暫定）	「主な取り組み」の提案 (第7次振興計画で行うべき主な施策や具体的内容等)
3 教育・文化分野	⑲学校教育	<ul style="list-style-type: none"> ■夢・志を育むキャリア教育の推進。 ■学習環境の整備・充実。 ■不登校に対する地域支援。 ■小・中学校への部活動支援。
	⑳生涯学習	<ul style="list-style-type: none"> ■修道館大楽、チャレキッズ等生涯学習活動の充実。 ■青少年の健全育成策の充実。
	㉑スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> ■国際規格に合ったスポーツ施設の整備。 ■部活動指導者の支援。 ■クラブチームの支援。
	㉒文化芸術・文化財	<ul style="list-style-type: none"> ■文化団体の活動支援。 ■指定文化財の保護・保存。
4 子育て支援・移住分野	㉓子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ■保育料の免除。 ■子どもの遊び場の確保。 ■病児保育受け入れ施設の確保。 ■出産費用の支援。
	㉔移住・定住	<ul style="list-style-type: none"> ■町の移住PRの推進。 ■移住者への支援金の充実。
5 協働・交流・行財政分野	㉕町民参画・協働、地域コミュニティ活動	<ul style="list-style-type: none"> ■地域コミュニティ活動支援。
	㉖多様性社会	<ul style="list-style-type: none"> ■多様性社会への意識啓発。
	㉗交流	<ul style="list-style-type: none"> ■企業との交流。 ■他の市町村とイベントの開催・出店等で交流。
	㉘行財政	<ul style="list-style-type: none"> ■公共施設の広域利用の検討。



4 時代の流れ

これからのまちづくりにおいて踏まえるべき代表的な時代の流れをまとめると、次のとおりです。

1 少子高齢化・人口減少の進行

わが国では、生まれる子どもの数が年々減少し、少子化がさらに深刻化しつつあり、これに伴い、人口減少も急速に進みつつあります。また、高齢化率も世界一の水準で推移し、国全体の大きな課題となっています。

2 安全・安心に対する意識の高まり

全国各地における地震や大雨などによる大規模な自然災害の発生、振り込め詐欺などの特殊詐欺による被害の増加、子どもを巻き込む犯罪の発生などを背景に、防災をはじめ、人々の安全・安心に対する意識がこれまで以上に高まってきています。

3 脱炭素社会への取り組みの進展

地球温暖化が一層深刻化し、人類の生存までも脅かそうとしている中、世界各国でGX^{*6}の動きが本格化しています。

わが国においても、「2050カーボンニュートラル^{*7}」を宣言し、令和32年までに脱炭素社会を実現する目標を掲げています。

4 地域コミュニティの弱体化

人口減少の進行や地域における人と人とのつながりの希薄化などを背景に、全国的に地域コミュニティ^{*8}の弱体化が進んでいます。

しかし、お互いに支え合うことの重要性が再認識されてきており、地域コミュニティ機能の維持・強化が求められています。

^{*6} Green Transformation（グリーントランスフォーメーション）の略。温室効果ガスを発生させないエネルギーに転換することで、産業構造や社会・経済を変革すること。

^{*7} 主として人間の活動によって排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量と、森林や植物が吸収する温室効果ガスの吸収量が等しくなること。

^{*8} 地域をよりよくするために活動する住民同士のつながりや集まりのこと。本計画では、町内に組織されている行政区等のことを指している。

5 地方の産業・経済の低迷

人手不足や地域間競争の激化、資材価格の高騰などを背景に、耕作放棄地の増加や森林の荒廃、既存商店街の空洞化、企業の撤退といった状況がみられ、地方の産業・経済は非常に厳しい状況にあり、地域全体の活力の低下が大きな問題となっています。

6 デジタル化による社会変革の進展

民間企業はもとより、地方自治体においてもDX^{*9}が進められ、AI^{*10}やロボット、ドローン^{*11}が生活に身近なものとなるなど、デジタル化による社会変革が急速に進展しています。デジタルを活用し、誰もが便利で幸せに暮らせるまちづくりが求められています。

7 地方の自立と住民協働の重要性の高まり

これからの地方自治体には、自らの未来を自らで決め、具体的な取り組みを自ら実行できる力、いわば自立力を強めることが求められ、そのためには、住民や住民団体、民間企業等と行政との協働体制を整備していくことが求められます。

8 SDGsの達成に向けた取り組みの進展

世界各国でSDGs^{*12}の達成に向けた様々な取り組みが進められており、わが国においても、持続可能な開発目標推進本部の設置のもと、積極的な取り組みを進めています。地方自治体においても、こうした世界や国の動きを踏まえた行政運営が求められます。

^{*9} Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略。デジタル技術を活用し、製品やサービス、ビジネスモデル、業務そのものや組織、プロセス、企業文化・風土等を変革すること。

^{*10} Artificial Intelligenceの略。人工知能。

^{*11} 無人で沿革操作や自動制御によって飛行できる航空機。

^{*12} Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標で、17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されている。

5 まちづくりの課題

人口減少が進む中、町民が本町に愛着と誇りを持ち、ずっと住み続けたい、一度町を出てもいつかは戻ってきたいと思うまちづくり、町外の人を訪れたい、移り住みたいと思うまちづくりを進めていくためには、町民の幸福度（身体と心が健やかで、社会的にも満たされている度合い）を高めていくことが最も重要です。

そのためには、健康づくりや福祉施策、産業振興施策などの特定の単一的な取り組みだけではなく、様々な分野における様々な取り組みを一体的に進め、本町の魅力や住みやすさを総合的に高めていく必要があります。

これらを踏まえ、本町の特性や町民の声、時代の流れ等を総合的に勘案し、これからのまちづくりの主要な課題を分野別にまとめると、次のとおりです。

1 誰もが住みたくなる、安全性と環境保全を重視した生活環境の整備

安全・安心への意識が高まる中、“災害や犯罪、事故からの安全性の確保”を求める町民の声が強く、アンケート調査において、「安全・安心のまち」が、今後のまちづくりの特色の第1位となっているほか、消防・防災、防犯、交通安全といった項目についても、町民が今後重要と考える取り組みの上位にあげられています。

また、地球温暖化が深刻化し、脱炭素社会の実現が求められる中、具体的な環境保全の取り組みが求められています。

これらを踏まえ、数多くの歴史文化資源や豊かな自然との共生を基本に、あらゆる危機に強いまちづくり、資源・エネルギーの循環を柱とした環境保全施策を推進し、町民も町外の人も、誰もが住みたくなる生活環境の整備を進めていく必要があります。

2 すべての町民が支え合いながら健康で幸せに暮らすことのできる保健・福祉環境の整備

国・県・県南地域平均よりも高齢化が進み、高齢者が増加する中、“保健・医療・福祉の充実”を求める声が強くなり、アンケート調査において、「健康・福祉のまち」が、町民が望む今後のまちづくりの特色の第2位となっているほか、医療体制や高齢者支援体制といった項目が、町民が今後重要と考

える取り組みの上位にあげられています。

これらを踏まえ、充実した保健・福祉環境や、やさしく人情味あふれる町民気質等を生かし、健康づくり体制や医療機関との連携体制、福祉・介護体制の一層の強化を図り、すべての町民が支え合いながら健康で幸せに暮らすことができる環境の整備を進めていく必要があります。

3 この町で子どもを生き育てたくなる、子育て支援の一層の充実と特色ある教育・文化行政の推進

少子化が進む中、“子育て環境・教育環境”の充実を求める町民の声が強く、アンケート調査において、「子育て・教育のまち」が、町民が望む今後のまちづくりの特色の第3位となっています。

また、『たなぐらまちづくりトークカフェ』においても、子育てや教育の充実に関する意見が最も多くあげられています。

これらを踏まえ、充実した子育て環境・教育環境等を生かし、子育て支援のより一層の充実を図るとともに、地域に根ざした特色ある学校教育の推進と持続性のある適正な学校教育の環境づくり、町民主体の学習・文化・スポーツ活動の活発化を進めていく必要があります。

4 本町ならではの地域資源を生かした観光機能の強化と活力ある産業の育成

地方の産業・経済が低迷する中、本町においても、各産業を取り巻く状況は非常に厳しく、産業分野全般に関する町民の満足度が低くなっています。

一方で、本町の多彩な観光資源を有効に活用した“多くの人々が訪れるまちづくり”を求める町民の声が強く、アンケート調査において、「観光・交流のまち」が、中学生が望む今後のまちづくりの特色の第2位となっているほか、『たなぐらまちづくりトークカフェ』においても、外部から人が来る町にしたいという意見が多くあげられています。

これらを踏まえ、交通アクセスのよさや、多彩な観光資源等を生かした観光機能の強化と、本町ならではの農林業・商工業を維持し、さらに新たな展開を促すために、活力ある産業の育成を進めていく必要があります。

5 道路・交通網の充実やデジタル化をはじめ、未来を見据えた都市基盤の整備

本町が、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって持続的に発展していくためには、これまでみてきた生活環境の整備や保健・医療・福祉環境の充実、子育て・教育環境の充実、産業の育成はもとより、それらを支える都市基盤の整備が必要です。

また、デジタル化による社会変革が急速に進展する中、本町においても、町民サービスの向上と地域活性化を見据え、デジタルの力を有効に活用していくことが求められます。

これらを踏まえ、東白川郡における交通の要所としての特性をさらに生かす視点に立ち、道路・交通網の充実やデジタル化をはじめ、未来を見据えた都市基盤の整備を進めていく必要があります。

6 多様な主体の参画・協働と行財政運営の効率化

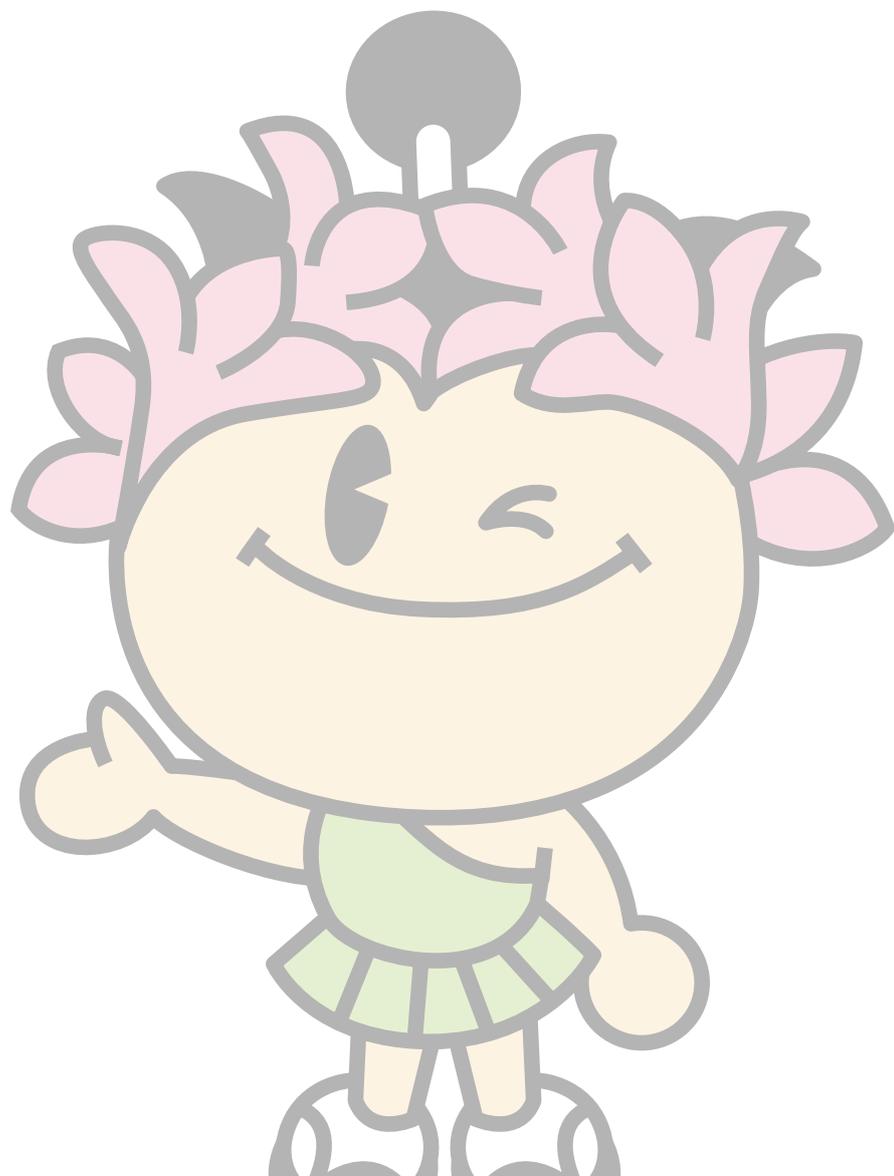
地方の自立が一層強く求められる中、限られた財源を有効に活用し、自立したまちを創造し、将来にわたって持続させていくためには、地域における多様な主体の力を結集するとともに、行財政体制を一層強化していくことが求められます。

また、アンケート調査において、行財政改革や広域連携をはじめとする協働・交流・行財政分野全般に関する町民の満足度が低くなっています。

これらを踏まえ、やさしく人情味あふれる町民気質等を生かしながら、町民や町民団体、民間企業、高等教育機関等の多様な主体の参画・協働体制の強化、地域コミュニティの活性化を進めていくとともに、行財政運営のさらなる効率化を進めていく必要があります。

第2部

基本構想



第1章 棚倉町の将来像

1 まちづくりの基本原則

これからのまちづくりにおいて、すべての分野にわたって基本とする3つの原則を次のとおり定めます。

1

『人と人とのつながり』の強化

人と人とのつながり、町民・町民団体・民間企業等と行政とのつながりを強め、多くの人々が、知恵と力を合わせ、支え合い、協働するまちづくりを進めます。

2

『安全・安心』なまちづくり

町民一人ひとりの命と暮らしを大切にし、自然災害への備えの充実をはじめ、あらゆる分野で安全・安心の視点を重視したまちづくりを進めます。

3

『産業振興・教育・幸福人口』を重点とした町の魅力の向上

本町ならではの地域資源やこれまでの取り組みを生かし、『産業振興・教育・幸福人口』を重点に、町の魅力や町への愛着・誇りを高めるまちづくりを進めます。

2 将来像

将来像は、本町が10年後（令和16年度）に目指す姿を町内外に示すものであり、本町にかかわるすべての人々の共通目標となるものです。

今後、本町は、すべての分野において、貴重な歴史文化資源や豊かな自然をはじめとする本町の“強み”を最大限に生かしながら、『人と人とのつながり』の強化、『安全・安心』なまちづくり、『産業振興・教育・幸福人口』を重点とした町の魅力の向上を進めます。

そして、これらのことによって、人と自然（緑）、歴史文化資源（歴史）が融合する（結び合う）本町ならではの心地よい環境の中で、町民一人ひとりが幸せを実感しながらいきいきと暮らし、訪れる人も幸せになるまち（こうじゅう幸住空間）をつくり、未来へ向けて躍動していくことを目指し、将来像を次のとおり定めます。

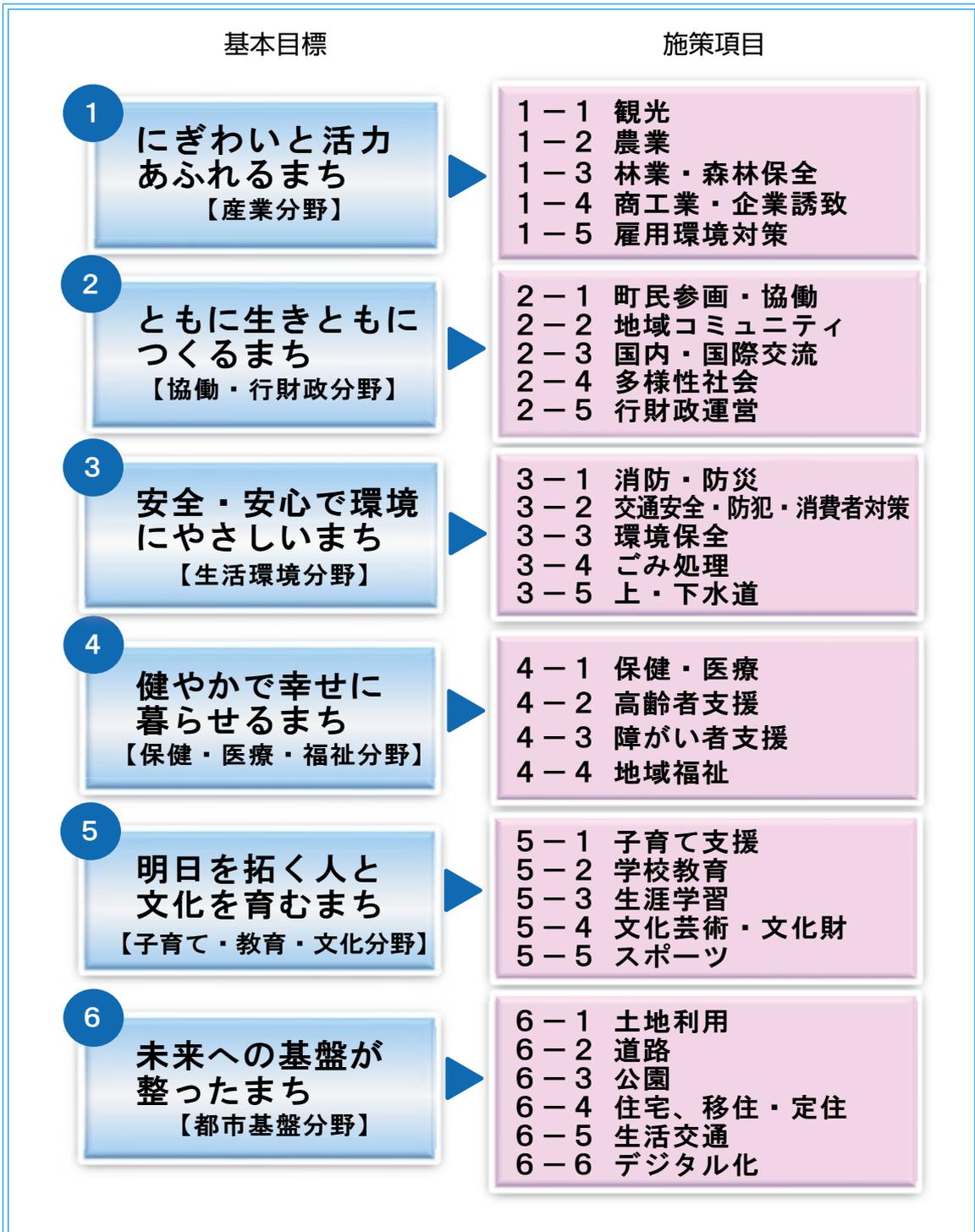
人と緑と歴史が結び合う こうじゅう幸住空間
躍動 たなぐら



第2章 計画の体系と方針

1 計画の体系

将来像の実現に向け、計画の体系を次のとおり定めます。



2 基本目標ごとの方針

(1) にぎわいと活力あふれるまち【産業分野】

- 1-1 観光
- 1-2 農業
- 1-3 林業・森林保全
- 1-4 商工業・企業誘致
- 1-5 雇用環境対策



観光客や棚倉ファンの増加、観光やファンから移住への展開を見据え、「棚倉町歴史的風致維持向上計画」（歴まち計画）などに基づく観光関連施設等の整備や全国に向けた町内地域資源のプロモーション活動を重点的に進めます。

また、本町の主要産業の一つである農業の維持と新たな展開に向け、担い手の育成をはじめ、多面的な農業振興施策を進めるとともに、森林の適正管理・環境整備を促進します。

さらに、商工業の振興に向け、歴まち計画等と連動した商店街の環境整備、商工業事業所の経営の継続・安定化の支援、起業・創業の支援、これまでの形にこだわらない多様な企業誘致に努めるほか、これらの産業振興施策と連動し、雇用に対する支援を進めます。

(2) とともに生きともにつくるまち【協働・行財政分野】

- 2-1 町民参画・協働
- 2-2 地域コミュニティ
- 2-3 国内・国際交流
- 2-4 多様性社会
- 2-5 行財政運営



多様な主体の力を結集したまちづくりに向け、町民や町民団体、民間企業、高等教育機関等の積極的な参画・協働を促進していくとともに、支え合い助け合う地域づくり、地域住民自らによる地域課題の解決に向け、行政区の自主的な活動の活発化を促進します。

また、地域活性化や人材の育成を目指し、埼玉県川越市をはじめとする国内外の地域等との交流を推進するとともに、様々な価値観を共有する多様性社会を実現するための取り組みを進めます。

さらに、行財政運営の一層の効率化を進めるため、行財政全般について常に点検・評価し、さらなる改革を進めます。

(3) 安全・安心で環境にやさしいまち【生活環境分野】

- 3-1 消防・防災
- 3-2 交通安全・防犯・消費者対策
- 3-3 環境保全
- 3-4 ごみ処理
- 3-5 上・下水道



災害や犯罪、事故のない安全・安心なまちづくりを進めるため、全国的に相次ぐ大規模災害から得た教訓を踏まえ、消防・救急体制、防災・減災体制の一層の強化を図るほか、高齢者の増加など近年の環境変化を踏まえた交通安全・防犯・消費者対策を進めます。

また、地球温暖化の深刻化に対応した脱炭素社会の実現、誰もが住みたくなる美しく快適な生活空間の創造に向け、総合的な環境・エネルギー対策やごみの減量化・資源化を進めるほか、安全でおいしい水の安定供給、下水道施設の適正管理と合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

(4) 健やかで幸せに暮らせるまち【保健・医療・福祉分野】

- 4-1 保健・医療
- 4-2 高齢者支援
- 4-3 障がい者支援
- 4-4 地域福祉



町民一人ひとりが健康寿命を伸ばし、健やかで幸せに暮らすことができるよう、町民主体の健康づくり活動の促進を基本に、生活習慣病の発症と重症化予防等に向けたきめ細かな保健サービスを提供するとともに、広域的な連携等により、救急医療体制の維持や医師の確保に向けた取り組みを進め、地域医療体制の充実に努めます。

また、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らすことができるよう、介護・福祉サービスの充実や社会参加・生きがいづくりの促進、誰もが自分のこととして支え合い助け合う地域福祉の仕組みづくりを進めます。

(5) 明日を拓く人と文化を育むまち【子育て・教育・文化分野】

- 5-1 子育て支援
- 5-2 学校教育
- 5-3 生涯学習
- 5-4 文化芸術・文化財
- 5-5 スポーツ



子どもが一人でも多く生まれ、健やかに育つよう、出会いや結婚などに関する支援を行うとともに、子育て支援に関する拠点施設を設置し、妊娠・出産・子育てに至る切れ目のない支援を一層推進します。

また、子どもたちが生きる力を身につけ、明日を拓く人材として成長していくことができるよう、キャリア教育を柱とした教育内容の充実、学校の適正な配置をはじめ、学校教育環境の充実を図ります。

さらに、町民が生涯にわたって学び、その成果を生かすことができる学習環境の整備、町民主体の文化活動の促進、有形・無形の貴重な文化財の保存・活用、スポーツの日常化に向けた取り組みを進めます。

(6) 未来への基盤が整ったまち【都市基盤分野】

- 6-1 土地利用
- 6-2 道路
- 6-3 公園
- 6-4 住宅、移住・定住
- 6-5 生活交通
- 6-6 デジタル化



町全体の持続的発展に向け、自然環境・農業環境と都市環境との調和に配慮した計画的な土地利用を推進するとともに、町民の利便性の向上、町全体の発展可能性の拡大に向け、高規格道路や国・県道の整備要請、町道の整備を進めます。

また、子どもから大人までが遊ぶことができる公園の整備を検討していくほか、安全で快適な住宅・住環境の確保に向けた取り組みや、これらの住宅施策と連動した、空き家バンクや移住相談の充実、経済的支援の推進など、移住・定住を直接的に支援する施策を推進します。

さらに、鉄道・バスの維持、タクシー・バス利用料金の助成など生活交通の確保に向けた取り組みを進めるほか、町民サービスの向上と地域活性化を目指し、行政や地域におけるデジタル化を進めます。

第7次棚倉町振興計画総論・基本構想の構成

第1部 総論

町の特性

1 「棚倉城跡」をはじめとする数多くの歴史文化資源	4 充実した子育て・教育環境
2 緑輝く森と清らかな水が育む豊かな自然環境	5 健康で幸せに暮らせる保健・福祉環境
3 活気ある産業（農業、林業、商工業、観光業）	6 東白川郡における交通の要所
	7 やさしく人情味あふれる町民気質

町民の声

町の各環境に関する満足度と重要度（アンケート）

[満足度が高い項目]	[満足度が低い項目]	[重要度が高い項目]
第1位 水道の状況	第1位 企業誘致等に関する取り組み	第1位 医療体制
第2位 消防・救急体制	第2位 雇用対策	第2位 水道の状況
第3位 健康づくりに関する取り組み	第3位 公共交通の状況	第3位 消防・救急体制

今後のまちづくりの特色（アンケート）

第1位 安全・安心のまち	第1位 安全・安心のまち
第2位 健康・福祉のまち	第2位 健康・福祉のまち
第3位 子育て・教育のまち	第3位 子育て・教育のまち

トークカフェの意見

[多かった意見]

- ・子育て支援
- ・教育の充実

時代の流れ

- 1 少子高齢化・人口減少の進行
- 2 安全・安心に対する意識の高まり
- 3 脱炭素社会への取り組みの進展
- 4 地域コミュニティの弱体化
- 5 地方の産業・経済の低迷
- 6 デジタル化による社会変革の進展
- 7 地方の自立と住民協働の重要性の高まり
- 8 SDGsの達成に向けた取り組みの進展

まちづくりの課題

- 1 誰もが住みたくなる、安全性と環境保全を重視した生活環境の整備
- 2 すべての町民が支え合いながら健康で幸せに暮らすことができる保健・福祉環境の整備
- 3 この町で子どもを産み育てたくなる、子育て支援の一層の充実と特色ある教育・文化行政の推進
- 4 本町ならではの地域資源を生かした観光機能の強化と活力ある産業の育成
- 5 道路・交通網の充実やデジタル化をはじめ、未来を見据えた都市基盤の整備
- 6 多様な主体の参画・協働と行財政運営の効率化

まちづくりの基本原則

- 1 『人と人とのつながり』の強化
- 2 『安全・安心』なまちづくり
- 3 『産業振興・教育・幸福人口』を重点とした町の魅力の向上

将来像

人と緑と歴史が結び合う幸住空間 躍動 たなぐら

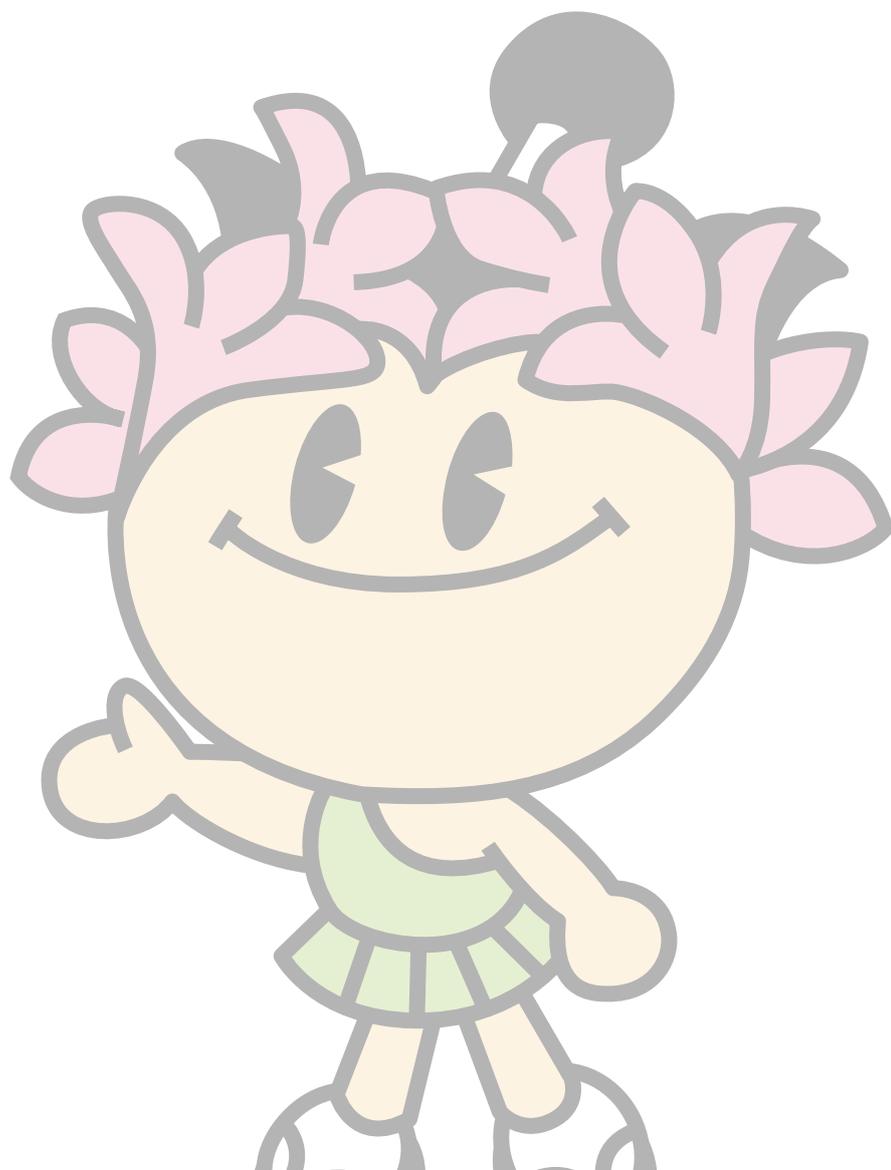
第2部 基本構想

計画の体系

<p>1 にぎわいと活力あふれるまち【産業分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1-1 観光 1-2 農業 1-3 林業・森林保全 1-4 商工業・企業誘致 1-5 雇用環境対策 	<p>4 健やかで幸せに暮らせるまち【保健・医療・福祉分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> 4-1 保健・医療 4-2 高齢者支援 4-3 障がい者支援 4-4 地域福祉
<p>2 ともに生きともにつくるまち【協働・行財政分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2-1 町民参画・協働 2-2 地域コミュニティ 2-3 国内・国際交流 2-4 多様性社会 2-5 行財政運営 	<p>5 明日を拓く人と文化を育むまち【子育て・教育・文化分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> 5-1 子育て支援 5-2 学校教育 5-3 生涯学習 5-4 文化芸術・文化財 5-5 スポーツ
<p>3 安全・安心で環境にやさしいまち【生活環境分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> 3-1 消防・防災 3-2 交通安全・防犯・消費者対策 3-3 環境保全 3-4 ごみ処理 3-5 上・下水道 	<p>6 未来への基盤が整ったまち【都市基盤分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> 6-1 土地利用 6-2 道路 6-3 公園 6-4 住宅・移住・定住 6-5 生活交通 6-6 デジタル化

第3部

基本計画



第1章 にぎわいと活力あふれるまち

1-1 観光



現状と課題

観光は、地域経済の活性化はもとより、人の流れを生み出し、移住・定住につながるものとして、まちづくりにとって重要な位置を占めています。

本町には、歴史文化資源をはじめ、数多くの観光資源があります。特に、「棚倉城跡」（亀ヶ城公園）をはじめ、赤館城跡（赤館公園）、山本不動尊、八槻都々古別神社、馬場都々古別神社は、歴史情緒を満喫できる名所として、また、春には桜、秋には紅葉の名所として、本町を代表する観光スポットになっています。

また、本町には、温泉施設やプール、テニスコートなどが整備されたルネサンス棚倉があり、観光拠点施設として、学生の合宿や企業の研修などをはじめ、多くの人々に利用されています。

しかし、近年の観光客数の推移をみると、コロナ禍からは増加傾向にあるものの、コロナ禍以前の状況には回復していないほか、数多くの観光資源についても、観光客が年間を通して繰り返し訪れたいと思う魅力ある観光基盤としての活用状況は必ずしも十分とはいえません。

今後は、このような状況を踏まえ、観光客や棚倉ファンの増加、観光やファンから移住への展開を見据え、「棚倉町歴史的風致維持向上計画」（歴まち計画）等に基づき、観光関連施設の整備や体験・滞在型観光の展開を進めるとともに、様々な情報媒体を活用し、本町の魅力発信を一層積極的に進めていくことが必要です。

主要施策

1-1-1 観光関連組織の運営支援

観光の振興に向けた各種活動の一層の活発化に向け、観光協会などの観光関連組織の運営支援を行います。

1-1-2 観光関連施設の整備

- ① 歴史文化資源を生かした観光の振興に向け、「棚倉町歴史的風致維持向上計画」（歴まち計画）等に基づき、新たな観光拠点施設の整備・活用、赤館公園の整備、統一案内板・ルートマップの整備など、観光関連施設・設備の整備を推進します。
- ② ルネサンス棚倉について、本町の観光拠点施設として、利用者のニーズに即した施設・設備の計画的な改修・管理を行い、利用促進に努めます。

1-1-3 地域特性を生かした体験・滞在型観光の推進

- ① 本町の農業や健康づくりの取り組み、自然等を生かした体験・滞在型観光機能の強化に向け、関係機関・団体や事業者等と協働し、グリーンツーリズムやサイクルツーリズムなど各種ツーリズムの取り組みを進めます。
- ② 広域的連携のもと、県南地域や白河広域市町村圏における体験・滞在型観光機能の強化に向けた取り組みを進めます。
- ③ 町民や関係団体と連携しながら、棚倉夏まつりや棚倉秋まつりなどをはじめ、関係人口が創出できるイベントや取り組みを支援します。

1-1-4 観光案内機能の強化

- ① 本町を訪れるすべての人が回遊・観光しやすい環境づくりに向け、案内看板などのハード整備を進めるほか、観光案内機能の強化を検討します。
- ② 訪れる人に本町の魅力を紹介・案内するため、観光案内所の充実、観光ボランティアガイドの育成・支援を図ります。

1-1-5 タウンプロモーションの推進

町の知名度の向上と観光客や関係人口、移住・定住希望者の掘り起こしに向け、ホームページやSNS^{*13}の活用、たなぐら応援大使の取り組みをはじめ、様々な情報媒体・手段を通じ、町の魅力発信をはじめとするタウンプロモーション^{*14}を推進します。

^{*13} ソーシャル・ネットワーキング・サービス。インターネット上の交流を通じて社会的なネットワークを構築するサービス。

^{*14} 町の知名度やブランド力の向上等を目的として行われる町の売り込み活動。

1-2 農業



現状と課題

農業は、経済・社会において重要な役割を果たしていますが、わが国の農業・農村は、社会情勢の変化に伴い、農業者や農村人口の著しい高齢化・減少という事態に直面しており、持続可能な農業構造の実現に向けた取り組みがますます重要となっています。

本町は、古くから農業を主要産業として発展し、現在、米づくりをはじめ、トマト、キュウリ、イチゴ、ブルーベリーなどの野菜・果樹等の生産や肉用牛を中心とした畜産が行われています。

また、本町では、これらの農産物等のブランド化を進めており、現在、ブランド認証数は19品目にのぼっています。

令和2年農林業センサスによると、本町の総農家数は829戸、そのうち販売農家数は651戸、自給的農家数は178戸となっており、令和4年市町村別農業産出額（推計）によると、本町の農業産出額は約19億円となっています。

本町ではこれまで、主要産業である農業の振興に向けた様々な取り組みを積極的に進めてきましたが、農業を取り巻く情勢が一層厳しさを増す中、農家数の減少や高齢化、これらに伴う耕作放棄地の増加、有害鳥獣による被害の増加など、対応すべき課題が山積しています。

このような状況を踏まえ、本町の農業を支える多様な担い手の育成・確保、スマート農業^{*15}の導入支援等による農産物の生産性の向上や一層のブランド化・6次産業化^{*16}の促進をはじめ、多様な農業振興施策を一体的に推進していくことが必要です。

主要施策

1-2-1 担い手の確保及び育成支援

- ① 関係機関と連携し、支援体制の強化や地域計画^{*17}に基づく農地の集約化等を進めるとともに、認定農業者の育成や多様な農業者の確保、農業経営の法人化の促進、集落営農組織の支援に努めます。

^{*15} デジタル技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にする農業。

^{*16} 第1次産業である農林水産業が、生産だけにとどまらず、加工品の生産・販売や地域資源を生かしたサービスの提供など、第2次産業や第3次産業まで踏み込むこと。

^{*17} 令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法に基づき、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する計画（前身は「人・農地プラン」）。

- ② 担い手農家支援対策事業や関係機関による各種支援制度の周知と活用促進、県立修明高等学校や農業総合センター農業短期大学校（矢吹町）との連携等により、新規就農者や後継者等の担い手の育成・確保に努めます。
- ③ 多様な担い手の確保に向け、企業の参入促進や働き手の確保に向けた取り組みについて検討していきます。

1-2-2 農業生産基盤の保全

- ① 土地改良区など関係機関と連携し、農地や農道、用排水施設等の農業生産基盤の維持管理・改修を進めるとともに、整備された農業生産基盤を保全する地域ぐるみの共同活動への支援を行います。
- ② 耕作放棄地の防止と解消に向け、関係機関と連携し、調査や指導を行います。
- ③ イノシシなどの有害鳥獣による農作物被害の防止に向け、鳥獣被害対策実施隊と連携した対策強化を図ります。

1-2-3 農産物の生産性の向上・ブランド化、6次産業化の促進

- ① 関係機関と連携し、効率的な生産技術やスマート農業の導入等を支援します。
- ② 米・野菜・肉用牛をはじめ各作目等の生産性・品質の向上を支援します。
- ③ 農作物・物産品ブランド化推進協議会や県立修明高等学校との連携等により、農産物等の一層のブランド化や加工特産品の開発等を支援します。

1-2-4 環境にやさしい農業の促進

国の「みどりの食料システム戦略」に基づき、有機栽培・低農薬栽培の支援をはじめ、調達、生産、加工、流通、消費に至るまで、環境にやさしい持続可能な農業の促進に向けた取り組みを進めます。

1-2-5 農産物等の消費の拡大

みりよく満点物語（JA東西しらかわ設置・運営）や地元商店の活用、学校給食との連携、都市部における出店活動の展開、様々な情報媒体によるPRの強化、ふるさと納税返礼品への活用等により、農産物等の町内外における消費の拡大に努めます。

1-3 林業・森林保全



現状と課題

森林は、木材生産機能はもとより、水源かん養機能や山地災害防止機能、生活環境保全機能など、多面的な機能を持ち、私たちの生活と密接に結びついています。

令和2年農林業センサスによると、本町の森林面積は11,879haで、総面積の7割以上を占めており、このうち国有林が5,506ha（46.4%）、民有林が6,373ha（53.6%）で、森林面積の半分以上が民有林となっています。

また、林業経営体数は12経営体（個人8経営体・団体4経営体）となっています。

本町ではこれまで、関係機関と連携し、森林所有者の合意形成を図りながら、計画的な森林整備を進めてきましたが、小規模・零細な森林所有者が大半を占める林業構造にあって、林業経営にかかる費用の上昇をはじめ、林業をめぐる情勢は厳しく、林業従事者の減少や高齢化が進み、これらに伴い、手入れが行き届いていない森林が増加しています。

今後は、このような状況を踏まえ、森林が将来にわたって適正に整備・管理され、森林の持つ多面的な機能が持続的に発揮されるよう、令和2年度に見直した棚倉町森林整備計画に基づき、森林所有者・森林組合・町が一体となって、担い手の育成・確保や合理的・計画的な森林整備・管理の促進に努めるとともに、建築物等への地域産材の利用を進めていく必要があります。



主要施策

1-3-1 担い手の確保及び育成支援

森林組合との連携や県の林業アカデミーで開催される新規林業従事者研修会の周知と参加促進等により、林業従事者の育成・確保を図ります。

1-3-2 計画的な森林整備・管理の促進

- ① 森林施業の共同化・集約化、スマート林業^{※18}の導入支援など、合理的かつ省力・低コストで森林施業が行える体制づくりを進めながら、棚倉町森林整備計画に示す森林の機能区分に沿った森林管理・整備を促進します。
- ② 森林整備等にあたっては、ふくしま森林再生事業^{※19}などを活用するほか、森林経営管理制度^{※20}や森林環境譲与税^{※21}等の活用を図ります。
- ③ 実情に即した森林整備を総合的・計画的に進めるため、棚倉町森林整備計画を必要に応じて見直します。

1-3-3 森林の保全と活用推進

町民や町民団体、民間企業と協働し、森林・里山の保全・育成に努め、また、環境学習や木工体験の場として森林の活用を図ります。

1-3-4 地域産材の利用促進

地域産材の利用拡大に向け、公共建築物の整備への地域産材の利用を推進するほか、民間建築物への地域産材の利用に関する啓発活動・情報提供を行います。

※18 デジタル技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にする林業。

※19 福島県、市町村、森林整備法人が、間伐等の森林整備と放射性物質の動態に応じた表土流出防止柵などの対策を一体的に行う事業。

※20 手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理をする制度。

※21 国から関係地方公共団体に配分・交付する譲与税で、森林の整備に関する施策（間伐等）や森林の整備の促進に関する施策（人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等）を推進するための費用として充てることとされている。

1-4 商工業・企業誘致



現状と課題

商業は、人々の日常生活を支えるだけではなく、地域のにぎわいを生み出すものとして、まちづくりにおいて重要な位置を占めていますが、人口減少や人々の大型店志向の強まり、ネットショッピングの普及等を背景に、全国的に地域商業の衰退が進み、その再生が大きな課題となっています。

本町の商業は、JR水郡線磐城棚倉駅及び棚倉城跡周辺に形成された商店街と幹線道路沿いに立地する商店等を中心に展開されており、令和3年経済センサスー活動調査によると、小売業と卸売業を合わせた事業所数は162事業所（小売業142事業所・卸売業20事業所）、従業者数は1,041人、年間商品販売額は約235億円となっています。

本町には、城下町の名残から、数多くの小売業・飲食業の店舗がありますが、全国的傾向と同様に、地域商業をめぐる情勢は厳しさを増しており、経営者の高齢化や後継者不足等により、年々衰退傾向にあり、空き店舗の増加が顕著に見て取れます。

このため、商工会の運営支援を行いながら、商業経営の安定化や空き店舗の利活用を促し、にぎわいの再生と創造を進めていく必要があります。

また、工業は、地域経済の活性化や雇用の創出に直結する重要な産業であり、本町には、多くの製造業や建設業の事業所が、町の活力や町民の雇用を生み出しており、令和3年経済センサスー活動調査によると、製造業の事業所（従業者4人以上）は48事業所、従業者数は1,882人、製造品出荷額等は約735億円となっています。

今後とも、商工会と連携し、既存事業所の経営の安定化などへの支援や起業・創業、事業承継を支援していくとともに、本町の優位性に関する情報発信等を行い、企業誘致を進めていく必要があります。

主要施策

1-4-1 商工業関連団体の運営支援

- ① 商工業の振興に向けた各種活動の一層の活発化に向け、商工会などの商工業関連団体の運営支援を行います。

- ② TMO^{*22}の株式会社まち工房たなぐらを支援しながら、中心市街地における商業まちづくりを進めます。

1-4-2 商工業経営の安定化・活性化の支援

- ① 商工業経営の安定化、事業の継続に向け、商工業者経営合理化資金融資制度をはじめ、関係機関による各種融資制度の周知と活用促進に努めます。
- ② 町内製品のブランド化を促進するほか、ふるさと納税返礼品として積極的に活用し、販路の拡大を支援します。
- ③ 既存企業に対する経営相談、人材確保・育成、企業間の取引あっ旋、産学官連携、企業間交流の促進等に努めます。

1-4-3 商店街の街並み環境の整備

にぎわいのある商業空間の再生と創造に向け、JR磐城棚倉駅周辺の商店街をはじめ、立地を生かした商店街の街並み環境の整備に関する事業を推進します。

1-4-4 起業・創業及び事業承継の支援

起業・創業を目指す人に対して、特定創業支援事業の認定を行いながら、設備等に対する助成制度により支援するとともに、事業を次世代に承継したい人のマッチングに関する支援を行いながら、町内事業者の確保に努めます。

1-4-5 企業誘致の推進

- ① 未利用の土地及び家屋の情報を収集・提供する企業立地用適地等情報データバンク事業の充実や利便性の高い立地条件など本町の優位性に関する情報発信を行いながら、企業誘致を推進します。
- ② 工場の新築及び増改築をはじめ、町外企業のサテライトオフィスの設置や本社機能移転など、あらゆる企業のニーズに対応した支援と企業誘致に努めます。
- ③ 企業誘致推進員制度などにより、企業誘致に向けた有益な情報の収集に努めます。

1-4-6 地元企業の人材確保の支援

町内企業の人材確保に向けた取り組みに対する支援を行います。

^{*22} Town Management Organizationの略。中心市街地における商業まちづくりをマネジメントする、いわゆるまちづくり会社。本町のTMOは、株式会社の形態をとっている。

1-5 雇用環境対策



現状と課題

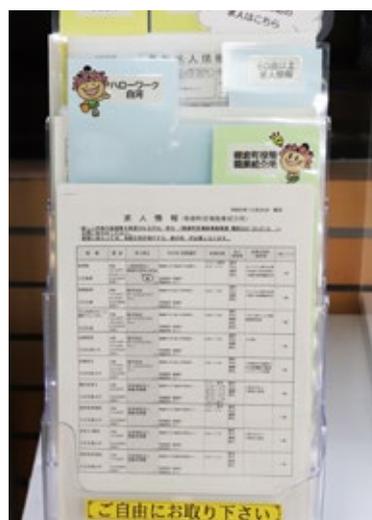
わが国の雇用情勢は、コロナ禍の影響により急激に悪化し、近年は徐々に持ち直してきているものの、依然として不安定な状況にあります。

ハローワーク白河管内においても、引き続き求人が求職を上回って推移しているものの、求人に弱まりの動きが広がっています。

本町では、福島労働局やハローワーク白河、地元事業所等と連携し、求人・求職の紹介を行う無料職業紹介所の開設をはじめ、庁舎内及びホームページへのハローワーク白河の求人情報の定期的掲載を行っているほか、勤労者互助会を組織し、事業所の従業員や事業主の福利厚生増進等に向けた各種事業を行っています。

しかし、求職者ニーズの多様化等により、若者をはじめとする労働人口の町外への流出が進み、町内事業所における労働者不足といった状況もみられます。

今後は、このような状況を踏まえ、本計画に掲げる各産業の振興施策の推進により魅力ある雇用の場の確保を目指すほか、今後とも、福島労働局やハローワーク白河等と連携し、町民の地元雇用や魅力ある職場づくりに向けた取り組みを進めていく必要があります。



主要施策

1-5-1 就労に向けた支援

- ① 福島労働局やハローワーク白河、地元事業所と連携し、無料職業紹介所による求人情報の提供や職業紹介・相談等を効果的に推進するとともに、本紹介所の周知と活用促進に努めます。
- ② ハローワーク白河と連携し、常に最新の求人情報を庁舎内及びホームページやSNSに掲載するほか、再就職や就職を目指す人が必要なスキルを身につけるための職業訓練の受講等を支援する国の求職者支援制度の周知と活用促進に努めます。

1-5-2 魅力ある職場づくりの促進

- ① 働きやすく魅力ある職場づくりに向け、町内事業所に対し、多様で柔軟な働き方の実現をはじめとする「働き方改革」についての啓発活動・情報提供を行います。
- ② 町内事業所の従業員や事業主が豊かで充実した生活を送ることができるよう、生活安定や健康増進、余暇活動等に関する各種事業を行う勤労者互助会の周知と加入促進に努めます。



目標値

指標名	単位	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和16年度)
本町を訪れる観光客数（入込客数）	人／年	413,864	600,000
公共施設等における宿泊者数	人／年	22,350	31,000
観光イベント参加者数	人／年	7,606	10,000
認定農業者数	経営体	71	80
有害鳥獣被害報告件数	件／年	46	30
林業経営体数	経営体	12	13
森林施業実施状況率（間伐）	%	10.90	16.50
起業・創業支援件数	件	6	10
無料職業紹介所利用件数 (ホームページアクセス件数)	件／年	1,948	2,000
勤労者互助会加入者数	人	90	120



第7次棚倉町振興計画 児童絵画展
テーマ「住んでみたい、将来の棚倉町」

2年生

優 秀 賞



棚倉小学校 籬 梨帆

佳 作



棚倉小学校 菊内 綾乃



棚倉小学校 添田 遥仁



社川小学校 秦 那央



社川小学校 近藤 光起

第2章 ともに生きとものつくるまち

2-1 町民参画・協働



現状と課題

ますます増大・多様化する行政ニーズに的確に対応しながら、自立したまちをつくり上げ、将来にわたって持続させていくためには、地域における多様な主体の力を結集することが必要であり、住民や住民団体、民間企業等と行政とが、情報を共有し、協働してまちづくりを進めていくことが求められます。

本町では、町民等と行政とが情報を共有できるよう、広報紙やホームページ、SNS等の様々な情報媒体を活用した広報活動行っているほか、町民等の意見を町政に反映させるため、町民の声を聴く「トークの日」の開催やホームページの問い合わせ等を通じた広聴活動を行っています。

また、町の計画の策定においても、審議会や委員会の開催、アンケート調査やワークショップ^{*23}、パブリック・コメント^{*24}の実施等を通じ、町民参画・協働の場の確保に努めています。

このような中、環境保全や教育、地域振興をはじめ、様々な分野で町民等による自主的な活動や町民等と行政との協働による活動が行われていますが、今後は、これらの取り組みをさらに充実・発展させ、町民等と行政との情報共有体制や様々な分野における参画・協働体制を一層強化し、多様な主体がともに公共を担うまちづくりを目指していく必要があります。

主要施策

2-1-1 情報共有の充実

- ① わかりやすく読みやすい広報誌の作成や内容の充実、階層の簡素化などよりわかりやすいホームページの構成、SNSの利用者の増加に向けた取り組みをはじめ、各種の情報媒体を活用した広報機能の強化を図ります。

^{*23} 様々な立場の人々が集まり、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場。

^{*24} ホームページ等を活用した住民意見の聴取。

- ② 効果的な広聴機会の創出、ホームページの問い合わせへの対応をはじめ、デジタル社会に即した新たな取り組みを検討・推進し、広聴機能の強化を図ります。
- ③ 町民への説明責任を果たし、町政運営の透明性を確保するため、個人情報保護に留意しながら、円滑な情報公開に努めます。

2-1-2 多様な分野における参画・協働の促進

- ① 町の計画などへの町民の参画・協働に向け、審議会や委員会の委員の一般公募、アンケート調査、ワークショップ、パブリック・コメント等を検討します。
- ② 多様な主体がともに公共を担うまちづくりに向け、公共施設の整備・管理や公共サービスの提供への町民団体・民間企業等の参入を促進します。
- ③ 県立修明高等学校や福島大学などの高等教育機関との連携・協力体制を強化し、学校教育をはじめとする既存の連携事業の維持・充実と新たな連携事業の創出に努めます。

2-1-3 まちづくり団体との連携・支援

まちづくりに取り組む任意団体やNPO法人等と連携しながら、地域課題の解決や地域活性化に対する支援を強化します。



2-2 地域コミュニティ



現状と課題

少子高齢化・人口減少の進行や地域における人と人とのつながりの希薄化などを背景に、全国的に地域コミュニティの弱体化が進んでいます。

一方で、全国各地で大規模な自然災害が相次いで発生する中、地域で互いに支え合い、ともに生きていくことの重要性が再認識されてきています。

本町では、地域自治組織として、53の行政区が組織されており、地域の集会施設等を拠点に、様々な活動が展開されていますが、人口減少の進行等を背景に、地域コミュニティ活動への参加者の減少、活動の停滞といった状況がみられるほか、価値観の多様化等に伴い、行政区への加入率の低下が進んでおり、将来にわたって持続可能な地域コミュニティの形成が大きな課題となっています。

今後は、このような状況を踏まえ、町民の自治意識の高揚に向けた取り組みや、関係機関と連携した地域コミュニティ活動の支援をはじめ、地域コミュニティの再生と創造に向けた取り組みを積極的に進めていく必要があります。



主要施策

2-2-1 自治意識の啓発

町民の自治意識の高揚と地域コミュニティ活動への参加促進、行政区への加入促進に向け、様々な情報媒体を活用し、住民自治の重要性や地域コミュニティ活動の先進事例等に関する啓発活動・情報提供を推進します。

2-2-2 地域コミュニティ活動の活性化支援

- ① 地域コミュニティ活動の活性化に向け、県のコミュニティ助成事業の周知と活用促進に努めます。
- ② 特色ある地域コミュニティ活動を促進する新たな支援制度の創設について検討・推進します。
- ③ デジタル技術の活用等により、各行政区の業務の効率化・簡素化や加入者確保に向けた取り組みを支援します。

2-2-3 集会施設の整備支援

地域住民が集まりやすく活動しやすい環境づくりに向け、多目的集会施設や生活改善センターなどの集会施設の整備・修繕に対して支援します。



2-3 国内・国際交流



現状と課題

国内外の異なる地域との交流は、自らの地域の魅力の再発見や郷土意識の高揚をはじめ、人材の育成や関係人口の増加につながるものとして、まちづくりにとって重要な意味を持ちます。

本町では、川越市（埼玉県）をはじめ、横浜市鶴見区（神奈川県）、泉佐野市（大阪府）、オーストラリアのレイクマコーリー市、ギリシャのスパルタ市と協定を結び、様々な交流を行ってきました。

現在、社会情勢等の様々な都合により一部休止しているものもありますが、こうした交流は、多くの分野で町の活性化につながることを期待されることから、交流を継続・再開していくとともに、効果的な交流となるよう取り組んでいく必要があります。

主要施策

2-3-1 国内交流の推進

- ① 人材の育成や関係人口の増加、町の活性化に向け、川越市をはじめ、横浜市鶴見区や泉佐野市との交流を効果的に進めます。
- ② 他自治体との新たな交流の創出について検討を進めます。

2-3-2 国際交流の推進

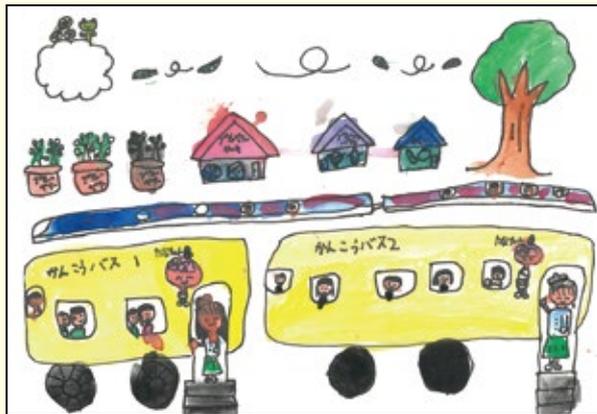
- ① グローバル人材の育成やインバウンドの増加等に向け、レイクマコーリー市やスパルタ市との交流を効果的に進めます。
- ② 新たな交流の創出に向け、海外の都市等の情報収集に努めます。



第7次棚倉町振興計画 児童絵画展
テーマ「住んでみたい、将来の棚倉町」

3年生

優 秀 賞



社川小学校 近藤 沙紀

佳 作



棚倉小学校 島田 大靖



棚倉小学校 鈴木 峻太



棚倉小学校 廣野 結星



棚倉小学校 太田 樹人



近津小学校 下重 和恋

2-4 多様性社会



現状と課題

性別や年齢、障がいの有無、国籍、経歴、価値観、性的志向・性自認等にかかわらず、誰もがお互いの違いを認め合い、一人ひとりが自分らしく暮らしていくことができる多様性（ダイバーシティ^{※25}）社会の実現が求められています。

本町ではこれまで、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりに向け、人権教育・啓発や人権相談を行ってきたほか、男女がともに社会のあらゆる分野に参画し、活躍することができるよう、棚倉町男女共同参画基本計画に基づき、意識啓発や社会環境の整備等を進めてきました。

しかし、私たちの身の回りには、差別や偏見、虐待などの問題をはじめ、属性の違いに対する固定的な意識や古くからの社会慣行が根強く残っており、近年では、LGBTQ^{※26}や感染症患者に対する差別・偏見、外国人を排斥する差別的言動なども全国的に表面化しています。

このため、今後は、これまでの取り組みの成果と課題、社会環境の変化等を踏まえ、人権尊重・男女共同参画の環境づくり、そしてこれらを含めた多様性社会の実現に向け、意識啓発を柱とした具体的な取り組みを進めていく必要があります。



^{※25} 多様性を意味する言葉で、年齢や性別、障がいの有無、性的志向・性自認等といった様々な属性を持った人たちが、組織の中で共存している状態のこと。

^{※26} 性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の総称の一つ。同性愛のLesbian（レズビアン）とGay（ゲイ）、両性愛のBisexual（バイセクシュアル）、自らの性別に違和感を持つTransgender（トランスジェンダー）、自分の性についてわからないQuestioning（クエスチョニング）の頭文字をとっている。

主要施策

2-4-1 人権尊重の環境づくりの推進

- ① 町民の人権意識を高めるため、人権教育・啓発を効果的に推進するとともに、町民の人権に関する悩みの解消に向け、人権擁護委員等と連携し、人権相談を実施します。
- ② 学校教育活動を通して、子どもの発達段階に応じた人権教育を推進します。

2-4-2 男女共同参画の環境づくりの推進

- ① 棚倉町男女共同参画基本計画に基づき、ジェンダー^{*27}平等に向けた啓発・教育を効果的に推進します。
- ② ワーク・ライフ・バランス^{*28}の実現に向けた事業所への啓発や町の審議会等への女性委員の参画促進など男女共同参画の社会環境づくり、DV^{*29}やセクハラ等の防止に向けた啓発・相談等を実施します。

2-4-3 多様性社会の実現に向けた取り組み

誰もがお互いの違いを認め合い、一人ひとりが自分らしく暮らしていくことができる多様性社会の実現に向け、ダイバーシティ（多様性）の考え方の浸透に向けた啓発・教育を効果的に推進しながら、行政が率先して意識や行動、仕組みを変革していくとともに、町全体への波及に向けた情報提供等を進めます。



^{*27} 社会的性別。社会によって作り上げられた「男性像」・「女性像」等の男女の別。

^{*28} 仕事と生活の調和。

^{*29} Domestic Violenceの略。配偶者・パートナーからの暴力。

2-5 行財政運営



現状と課題

社会環境の変化に伴い、地方行財政を取り巻く情勢が厳しさを増す中、これからの地方自治体には、限られた人的資源や財源を有効に活用し、自らの地域の未来を自らが決め、具体的な取り組みを自ら実行できる力をこれまで以上に強めていくことが求められます。

本町ではこれまで、行財政改革に関する総合的な指針として、行政改革大綱を策定し、効率的な行政運営や健全な財政運営等に向けた改革に取り組んできました。

しかし、今後、歳入においては、生産年齢人口の減少による町税の減少、歳出においても、社会保障関連経費や公共施設の維持管理経費の増加等が見込まれ、将来的な財政の見通しは厳しいものとなっています。

一方では、少子高齢化や人口減少の進行をはじめとする社会環境の変化に伴い、行政ニーズはますます増大・多様化していくことが予想されます。

このような中、これまでの行政サービスを維持しながら、将来にわたって自立・持続可能なまちづくりを進めていくため、令和6年度に策定した第4次行政改革大綱に基づき、行財政運営の一層の効率化を進めていく必要があります。

また、持続可能な財政運営に向け、公共施設等の総合的な管理やふるさと納税の有効活用を進めるほか、質の高い町民サービスの提供と効率的な事務処理の推進に向け、一部事務組合や定住自立圏^{*30}による近隣自治体との広域連携を推進していくことも必要です。



^{*30} 定住自立圏とは、圏域の中心市と連携市町村が相互に役割を分担し、圏域全体で必要な生活機能を確保し、人口定住を促進することを目的とした広域連携の取り組みであり、しらかわ地域定住自立圏は1市4町4村（中心市：白河市）、八溝山周辺地域定住自立圏は2市6町（中心市：大田原市）で構成され、中心市と連携市町村が協定を結び、各種連携事業を行っている。

主要施策

2-5-1 行財政改革の推進

- ① 時代に即応した組織・機構の見直し、職員研修の充実や人事評価制度の活用等による職員の意識改革と人材の育成、適正な効果検証による事務事業の見直し、自治体DXの推進など、効率的な行政運営に向けた取り組みを推進します。
- ② 町税等の適正な賦課の実施や収納対策の強化、使用料・手数料等の見直し、未利用の町有財産（土地・建物等）の売却等により、自主財源の確保を図ります。
- ③ 財政状況の分析・公表を行いながら、費用対効果や緊急度、重要度等を勘案して事業の選別を行うなど、健全な財政運営に向けた取り組みを推進します。

2-5-2 ふるさと納税の有効活用

ふるさと納税について、まちづくりの財源としての有効活用、関係人口の増加に向け、寄附件数の増加に向けた取り組みを進めます。

2-5-3 公共施設等の総合的な管理の推進

将来的な財政負担の軽減と施設配置の最適化に向け、棚倉町公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の長寿命化や統廃合等を進めます。

2-5-4 広域連携の推進

- ① 質の高い町民サービスの提供と効率的な事務処理の推進、一体的な地域づくりに向け、白河地方広域市町村圏整備組合や東白衛生組合などの一部事務組合による共同事業を推進します。
- ② 中心市である白河市や大田原市の都市機能を有効に活用して本町及び圏域全体の活性化を図るため、しらかわ地域定住自立圏・八溝山周辺地域定住自立圏における各種連携事業を推進します。

目標値

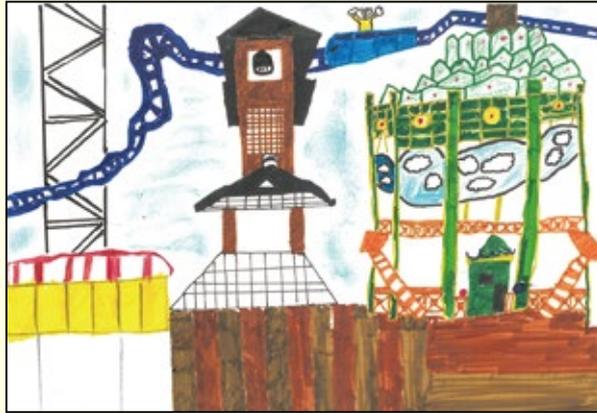
指標名	単位	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和16年度)
町ホームページのアクセス件数	件/年	1,034,974	1,138,500
LINE登録者数	人	443	1,200
棚倉町地域創生推進事業補助金 助成団体数	団体	7	20
行政区加入率	%	67.76	70.00
審議会の女性比率	%	13.80	30.00
町職員管理職の女性比率	%	9.10	30.00
経常収支比率	%	87.80	80.00
ふるさと納税寄附件数	件/年	20,694	23,000



第7次棚倉町振興計画 児童絵画展
テーマ「住んでみたい、将来の棚倉町」

4年生

優 秀 賞



棚倉小学校 小林 来斗

佳 作



棚倉小学校 宮原 一真



棚倉小学校 大河内夏帆



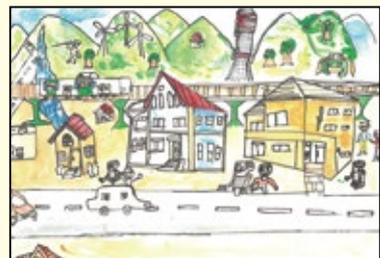
棚倉小学校 藤田さくら



棚倉小学校 笹島 理駈



棚倉小学校 鈴木りりい



近津小学校 金澤 暖己

第3章 安全・安心で環境にやさしいまち

3-1 消防・防災



現状と課題

近年、わが国の火災発生件数は増加傾向にあり、特に、死者に占める高齢者の割合が7割以上にのぼっており、その対策が求められています。

本町の消防体制は、県南地域1市4町4村で構成される白河地方広域市町村圏整備組合による広域的な常備消防（棚倉消防署）と、棚倉町消防団による非常備消防によって構成され、これまで互いに連携しながら消防力の強化に努めてきました。

しかし、社会環境や自然環境の変化に伴い、火災発生要因の多様化や火災の大規模化といった状況がみられ、これらへの備えや有事の際の要救助者への対応が求められているほか、消防団においては、団員の高齢化や団員確保の困難さ、施設・装備の老朽化などの問題がみられ、消防力の維持・強化が課題となっています。

このため、広域的連携のもと、常備消防における消防・救急体制の充実を進めるとともに、消防団の維持・充実を図る必要があります。

また、全国各地で大規模な自然災害が相次いで発生し、人々の防災・減災に対する関心がさらに高まっています。

本町では、これまでの災害から得た教訓を踏まえ、防災に関する総合的な指針である棚倉町地域防災計画を適宜見直ししながら、防災・減災体制の充実を積極的に進めてきました。

近年では、災害用トイレトレーラーの導入、防災マップの更新、SNSや登録制メール等による災害時の情報伝達体制の充実、防災倉庫の設置や資機材の備蓄、自主防災組織の育成、他自治体等との災害応援協定の締結等に取り組んできました。

今後とも、あらゆる災害から町民の生命と財産を守るため、町民の防災意識の一層の高揚を促しながら、防災・減災体制の一層の強化を進めていく必要があります。

主要施策

3-1-1 消防体制の充実

- ① 消防団の維持・充実に向け、団員確保対策の強化や定員・区域の見直し、

分団の統合など、地域の実情に応じた体制整備を進めるほか、団員の技術力の向上や施設・装備の計画的更新を進めます。

- ② 常備消防の充実に向け、広域的連携のもと、職員の技術力の向上や施設・装備の計画的更新等を進めます。

3-1-2 消防水利の整備

火災発生時に備え、消火栓や防火水槽等の消防水利の整備・更新を進めます。

3-1-3 防災・減災体制の充実

- ① 災害に強いまちづくりを総合的・計画的に進めるため、棚倉町地域防災計画をはじめとする防災関連計画、防災マップ、各種マニュアル等を必要に応じて見直します。
- ② 災害時の情報伝達手段の強化・多重化に向け、防災行政無線の計画的更新を図るほか、デジタル社会に即した多様な情報媒体の活用を図ります。
- ③ 避難ルートや避難所等の周知徹底を図るほか、避難所等の質的向上と運営体制の充実に向けた取り組みの推進、食料・水・資機材等の備蓄の充実を図ります。
- ④ 高齢者や障がい者等の災害時に支援が必要な人の避難支援体制を強化します。
- ⑤ 災害発生時に備え、他自治体や民間企業等との応援協力体制を強化します。

3-1-4 地域における防災力の向上

- ① 防災に関する広報・啓発活動や防災訓練を実施し、町民の防災意識の高揚に努めます。
- ② 地域防災の要となる自主防災組織について、既存組織の活動を支援するとともに、全行政区における組織化の支援を強化します。
- ③ 小中学校と連携し、児童生徒を対象とした防災教育を推進します。

3-1-5 治山・治水対策の推進

水害や土砂災害の未然防止・拡大防止に向け、危険箇所の周知を行いながら、河川改修や土石流・地すべり・がけ崩れの防止など、治山・治水対策を関係機関に要請していくとともに、町が管理する河川における治水対策を推進します。

3-2 交通安全・防犯・消費者対策



現状と課題

近年、わが国の交通事故発生件数は横ばい傾向にありますが、事故に関わる高齢者の割合が過半数を占め、その対策が求められています。

本町では、棚倉警察署や棚倉地区交通安全協会等の関係機関・団体、行政区、事業所等と連携し、広報・啓発活動や交通安全教育の推進、地域ぐるみの交通安全運動を行うとともに、カーブミラー等の交通安全施設の整備に努めています。

このような中、町内における交通事故発生件数は減少傾向にあるものの、年間300件以上にのぼっており、交通安全対策全般の一層の強化が必要となっています。

また、近年、わが国の犯罪認知件数は増加傾向にあり、犯罪からの安全性の確保が一層求められています。

本町では、棚倉警察署や棚倉町防犯協会等の関係機関・団体、行政区、事業所等と連携し、地域ぐるみの防犯活動を展開しています。

今後とも、高齢化や核家族化のさらなる進行等を見据えながら、町民の防犯意識の高揚や地域ぐるみの防犯体制の強化を進めていく必要があります。

さらに、デジタル化の進展等に伴い、消費者を取り巻く環境が大きく変化する中、インターネットを悪用した特殊詐欺の被害が増加するなど、全国的にトラブルが後を絶たない状況にあります。

本町では、関係機関と連携し、広報紙やホームページ等を通じて消費者への情報提供や啓発活動を行っているほか、広域的な連携のもとに開設した白河市消費生活センターにおいて相談対応を行っています。

今後とも、高齢化のさらなる進行等の環境変化も見据えながら、啓発活動や情報提供、相談対応に努める必要があります。



主要施策

3-2-1 町民の交通安全意識の啓発

関係機関・団体や行政区、事業所等と連携し、広報・啓発活動や交通安全教育を効果的に推進するとともに、交通対策協議会を組織し、街頭キャンペーンや街頭指導、巡視、巡回指導等の地域ぐるみの交通安全運動を展開しながら、町民の交通安全意識の高揚に努めます。

3-2-2 交通安全施設の整備

行政区等の要望を把握しながら、町道におけるカーブミラー等の交通安全施設の整備・更新を計画的に進めるとともに、国・県道においても、交通安全施設の整備・更新を要請していきます。

3-2-3 町民の防犯意識の啓発

関係機関・団体や行政区、事業所等と連携し、広報・啓発活動や情報提供を効果的に推進するとともに、パトロール活動などの地域ぐるみの防犯活動を展開しながら、町民の防犯意識の高揚に努めます。

3-2-4 防犯施設の整備

行政区等の要望を把握しながら、防犯灯など防犯施設の整備等を進めます。

3-2-5 消費者意識の啓発

町民がトラブルにあわず、安全・安心な消費生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、広報・啓発活動や情報提供を効果的に推進します。

3-2-6 消費生活相談・見守り体制の充実

- ① 消費生活に関する町民の様々な相談に対応するため、白河市消費生活センターなどによる相談体制の周知及び維持・充実を図ります。
- ② 高齢者や障がい者等のトラブルの未然防止・拡大防止に向け、消費者安全確保地域協議会^{*31}の設置について検討していきます。

^{*31} 高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった人の消費者トラブルを防ぐため、地方自治体及び地域の関係者が連携して見守り活動を行う組織。

3-3 環境保全



現状と課題

地球温暖化が一層深刻化する中、世界各国で脱炭素化の動きが本格化しており、わが国においても、「2050カーボンニュートラル」を宣言し、令和32年までに脱炭素社会を実現する目標を掲げています。

本町ではこれまで、豊かな自然環境の保全をはじめ、環境にやさしいまちづくりを進めるため、小中学校施設など数多くの公共施設へ太陽光発電システムを導入するなど、再生可能エネルギーの導入を進めてきたほか、令和2年度には、棚倉町環境基本計画を策定し、町民や事業者と協働しながら、環境保全に向けた様々な取り組みを進めてきました。

しかし、国が目指す脱炭素社会を実現するためには、これまで以上の積極的な取り組みが求められるため、今後は、さらなる体制の整備などを進め、具体的かつ積極的な環境保全施策・事業を進めていく必要があります。

また、本町には、町営の墓地として、たなぐら霊園があるほか、火葬場・斎場については、東白川郡3町1村で構成する東白衛生組合で設置・運営している東白斎苑が町内にあり、今後とも、これらの適正管理に努める必要があります。

このほか、近年、犬や猫などの動物を家族の一員として飼育する家庭が増えるなど、動物は人々の生活の中で重要な存在となっていますが、一方で、動物の安易な飼養や放棄などの問題も生じていることから、動物の愛護や適正飼養などに関する啓発等の必要があります。

主要施策

3-3-1 地球温暖化対策の推進

- ① 公共施設への再生可能エネルギー設備の導入をはじめ、行政自らが率先して温室効果ガスの排出削減を進めます。
- ② 「デコ活^{*32}」に関する広報・啓発活動を推進するほか、一般住宅・事業所の断熱省エネ化や照明のLED化、再生可能エネルギーの導入をはじめ、町民や事業者による温室効果ガスの排出削減を促進します。

^{*32} CO₂を減らす脱炭素化（デカーボナイズーション）と環境によいこと（エコ）を組み合わせた言葉で、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」のこと。

- ③ 棚倉町環境基本計画に基づき、町民や事業者、行政が一体となって対策に取り組めるよう、体制の整備などを進めます。

3-3-2 公害等環境問題への適正な対応

大気汚染や水質汚濁、悪臭をはじめとする公害、野焼き、不法投棄、盛土などについて、関係機関・団体と連携し、発生源に対する調査や監視・指導を行い、未然防止及び改善を促します。

3-3-3 放射線対策の推進

放射線対策として、町内の主要施設や各地区の放射線量の測定、食品等の放射性物質の検査を実施し、結果を公表します。

3-3-4 生物多様性の保全

全国的・世界的な動向を踏まえ、生物多様性^{*33}やその重要性に関する広報・啓発活動など、生物多様性の保全に関する取り組みを推進します。

3-3-5 環境教育・学習の推進

町民の環境保全意識の高揚に向け、子どもから高齢者までを対象に、体験的活動を取り入れた環境教育・学習を推進します。

3-3-6 墓地・斎場の適正管理

- ① たなぐら霊園の適正な維持管理・運営に努めるとともに、新たな墓地の整備については、需要を十分に見極めながら慎重に検討していきます。
- ② 広域的連携のもと、東白斎苑の適正な維持管理・運営に努めます。

3-3-7 動物の愛護及び適正飼養等の促進

- ① 動物の愛護及び適正飼養などに関する知識の普及・啓発を通して、命の大切さを理解してもらい、人と動物との共生社会の実現に努めます。
- ② 快適で衛生的な生活環境づくりに向け、ペットの飼い主のマナー向上のための広報・啓発活動を推進します。

^{*33} 生物や生態系の豊かさを表す言葉。その損失を食い止め、さらに回復させるため、希少種等の生息・生育環境の保全・回復や外来種の防除等が求められている。

3-4 ごみ処理



現状と課題

人々の環境保全意識が一層高まる中、廃棄物の発生抑制と循環利用を基本とした循環型社会の形成が求められています。

本町のごみ処理は、東白川郡3町1村で構成する東白衛生組合によって広域的に行っており、委託業者が収集・運搬し、埴町に設置された東白クリーンセンターで処理等を行っています。

本町ではこれまで、ごみ集積所の設置の支援、ごみの分別や減量化に向けた広報・啓発活動や情報提供の推進、棚倉町食べきり20・10・0運動、4R運動^{*34}の促進に努めてきました。

このような中、ごみの排出量は減少傾向にあります。可燃物と不燃物の混入等の状況もみられ、ごみの分別の一層の徹底やさらなる減量化・資源化が求められています。

このため、今後のごみの排出動向等を見据えながら、広域的なごみ収集・処理体制の充実を進めるとともに、ごみの分別の徹底や減量化、4R運動の促進に一層積極的に取り組み、持続可能な循環型社会の形成を進めていく必要があります。

また、し尿処理についても、東白衛生組合によって広域的に行っており、委託業者が収集・運搬し、東白クリーンセンターで処理等を行っています。今後とも、広域的連携のもと、適正な収集・運搬・処理等を進めていく必要があります。

このほか、近年、世界的に食品ロス^{*35}が大きな社会問題となっており、わが国においても、国民1人あたり1日にお茶碗約1杯分の食べ物が捨てられている状況にあります。

このため、本町においても、国や県の動向を踏まえつつ、広報・啓発活動や教育の推進など、食品ロスの削減に向けた取り組みを進めていく必要があります。

^{*34} リフューズ（ごみになるものを断ること）・リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生使用）運動。

^{*35} まだ食べられるのに捨てられている食品。

主要施策

3-4-1 ごみの減量化・資源化の促進

ごみの減量化とごみをできるだけ出さないライフスタイル・事業活動への転換に向け、広報・啓発活動や情報提供を強化し、町民や事業者のごみの分別の徹底、自主的な4R運動などを誘導・促進します。

3-4-2 ごみ収集・処理体制の充実

ごみの効率的な収集・運搬と適正な処理等を行うため、行政区等の要望に応じたごみ集積所の設置の支援をはじめ、ごみ処理施設及び最終処分場の適正な維持管理・運営を進めるほか、東白川郡内に限らず、さらに広域的な施設運営の在り方について検討します。

3-4-3 ごみの不法投棄対策の強化

ごみの不法投棄の未然防止に向け、啓発活動や環境監視員などとのパトロール体制の強化を図ります。

3-4-4 し尿収集・処理体制の維持・充実

し尿の効率的な収集・運搬と適正な処理等を行うため、広域的連携のもと、し尿処理施設の適正な維持管理・運営を進めます。

3-4-5 食品ロス対策の推進

- ① 県の「もったいない！食べ残しゼロ推進運動」等と連動し、広報・啓発活動の推進や「棚倉町食べきり20・10・0運動協力店」認定制度の周知など、食品ロス対策を推進します。
- ② 教育機関における給食をはじめとした食育の中で、食品ロス対策についての教育を推進します。



3-5 上・下水道



現状と課題

水道は、住民生活に欠かせない重要なライフラインですが、全国的に給水人口の減少により料金収入が減少する一方、老朽化した施設の更新や災害に強い施設の整備にかかる費用が増大しており、将来にわたって持続可能な水道事業を進めていくことが大きな課題となっています。

本町の水道事業は、上水道事業と簡易水道事業等からなり、各水道施設の整備・管理等を行っています。

水道用水については、白河地方広域市町村圏整備組合によって広域的に供給されているほか、町内の井戸を利用しています。

本町ではこれまで、平成28年度に策定した棚倉町地域水道ビジョン（水道事業経営戦略）に基づき、施設の統廃合や設備の更新等を計画的に進めてきましたが、本町においても、人口減少による給水人口の減少、これに伴う料金収入の減少といった状況がみられ、水道事業を取り巻く情勢は厳しさを増しています。

今後は、このような状況を踏まえ、棚倉町地域水道ビジョン（水道事業経営戦略）を見直し、水道施設の計画的な整備を図り、安全で強靱、持続可能な水道の実現を目指していく必要があります。

また、下水道は、河川の水質保全や美しく快適な居住環境の確保、循環型社会形成への貢献など、重要な役割を担っており、本町では、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業によって生活排水処理を行っています。

今後は、これらの接続状況や普及状況を踏まえ、将来を見据えた下水道事業に関する経営戦略を立て、計画的かつ効率的に事業を進めていく必要があります。

主要施策

3-5-1 上水道施設の整備

- ① 安全で強靱、持続可能な水道の実現に向け、町の状況に見合った施設規模の見直しといった視点も加味しながら、必要に応じて棚倉町地域水道ビジョン（水道事業経営戦略）を見直します。
- ② 棚倉町地域水道ビジョン（水道事業経営戦略）に基づき、水道施設の統廃合や設備の更新等を計画的に進めます。

3-5-2 下水道施設の適正管理の促進

- ① 公共下水道事業や農業集落排水事業への接続状況、浄化槽の普及状況を総合的に勘案し、それぞれのエリアの検討・調整を行い、棚倉町下水道事業経営戦略プランを必要に応じて見直します。
- ② 棚倉町下水道事業経営戦略プランに基づき、町民の理解と協力を求めながら、公共下水道施設・農業集落排水施設の適正な維持管理及び接続の促進、合併処理浄化槽の普及促進に努めます。

3-5-3 上・下水道経営の効率化

給水量の減少など今後の社会環境の変化も視野に入れながら、施設の管理・運営体制の効率化、利用料金の適正化について検討していきます。



目標値

指標名	単位	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和16年度)
建物火災発生件数	件/年	3	0
消防水利整備エリア充足率	%	69.30	80.00
自主防災組織の行政区組織数	行政区	15	53
交通事故発生件数	件/年	347	300
犯罪認知件数	件/年	24	20
生物化学的酸素要求量 ^{※36}	mg/l	2.40	2.40
可燃ごみ発生量	t / 年	4,036	3,400
資源ごみ回収量	t / 年	200	210
簡易水道有収率	%	84.10	86.00
上水道有収率	%	75.60	80.00
公共下水道接続率	%	68.26	75.00
農業集落排水接続率	%	75.24	80.00



※36 水質汚濁を示す代表的な指標で、水中の微生物が増殖呼吸作用によって消費する酸素をいう。魚類に対しては、溪流等の清水域に生息するイワナやヤマメなどは2mg/L以下、サケ、アユなどは3mg/L以下、比較的汚濁に強いコイ、フナなどでは5mg/L以下が必要とされている。

第7次棚倉町振興計画 児童絵画展
テーマ「住んでみたい、将来の棚倉町」

5年生

優 秀 賞



近津小学校 石井 夢香

佳 作



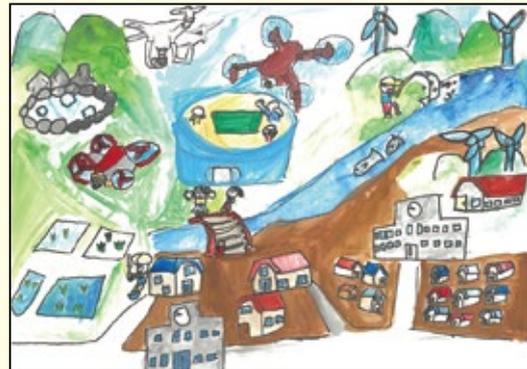
社川小学校 小河原悠雅



社川小学校 渡邊 智香



近津小学校 佐藤悠梨花



近津小学校 益子 陽向

第4章 健やかで幸せに暮らせるまち

4-1 保健・医療



現状と課題

健康で幸せに暮らしていくためには、一人ひとりが健康の大切さを認識して生活習慣を整え、病気の発症と重症化を防ぐことが大切です。

本町では、平成27年度に策定した健康増進計画（第2次健康たなぐら21計画）や食育推進計画（たなぐらまち いきいき健康食育推進計画）等に基づき、各種保健事業を積極的に推進してきました。

特に、町民の自主的な健康づくり、運動習慣の定着に向け、健幸アンバサダーの養成・活用や“歩く”健康づくり活動の促進に力を入れてきました。

しかし、本町の生活習慣病、特に高血圧症や糖尿病の罹患率は、県内自治体の中では比較的高い傾向にあり、減塩やベジファースト^{※37}、ウォーキングをはじめとする日頃の生活習慣の改善が課題となっているほか、安心して子どもを産み育てることができる母子保健体制の充実等が求められています。

このため、今後は、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、健康増進計画や食育推進計画を見直し、保健事業全般のさらなる充実を図る必要があります。

また、本町の医療機関は、民間の医院が7箇所、歯科医院が5箇所あるほか、埴町にある埴厚生病院に対して、診療体制及び救急医療体制を維持するため、東白川郡3町1村で支援を行っている状況です。

しかし、町内には産婦人科や眼科がないほか、県南地域全体でも医師不足の状況にあり、今後は、関係機関と連携し、医師不足への対応をはじめ、地域医療体制の維持・充実に向けた取り組みを進めていく必要があります。

主要施策

4-1-1 計画的な健康づくり施策の推進

- ① 実情に即した健康づくり施策・食育施策を総合的・計画的に進めるため、健康増進計画・食育推進計画を見直します。

^{※37} 急激な血糖値の上昇を抑えるため、野菜を最初に食べる。このことより、生活習慣病や肥満の予防・改善が期待できる。

- ② 町民の健康づくり意識の啓発、健幸アンバサダー等の人材の養成、たなぐら健康チャレンジ事業^{※38}の周知と活用促進、また、施設・設備が充実しているルネサンス棚倉を活用しながら、“歩く”ことをはじめとする運動習慣の定着から禁煙、歯の健康づくりに至るまで、町民主体の健康づくりの取り組みを促進します。
- ③ 疾病予防及び重症化予防に向け、健康診査の受診率の向上に向けた取り組みを行いながら、特定健康診査・特定保健指導、がん検診を実施するとともに、健康相談や健康教育の充実に努めます。
- ④ インフルエンザや新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種感染症の予防と感染拡大の防止に向けた取り組みを推進します。
- ⑤ 町民が食に関する知識と食を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践できるよう、子どもから高齢者までを対象とした食育を推進します。

4-1-2 地域医療体制の充実

県や周辺自治体、医師会と連携し、救急医療を含めた既存の地域医療体制の維持に向けた取り組みを進めるほか、診療科不足や医師不足に対応し、県事業と連動しながら、新規に開業する医師や医業を継続する医師への支援など、医師の確保対策を推進します。

4-1-3 国民健康保険制度の適正運営

- ① 医療費の適正管理に向け、保健事業の推進による健康寿命の延伸、レセプト点検調査の実施や広報・啓発活動の推進、ジェネリック医薬品の利用促進等に努めます。
- ② 国民健康保険税の納付意識を高め、収納率の向上に努めます。

4-1-4 後期高齢者医療制度の適正運営

福島県後期高齢者医療広域連合と連携し、制度に関する広報・啓発活動に努めます。

^{※38} 健康行動や健康づくりを行うことでポイントが獲得でき、基準のポイントを達成すると、「ふくしま健民カード」が取得でき、県内の協力店でお得なサービスが受けられるほか、カードのランクに応じたプレゼント応募はがきも獲得できる事業。

4-2 高齢者支援



現状と課題

わが国の高齢化は、世界一の水準で進んでおり、今後もさらに進むことが見込まれています。このような中、わが国では、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステム^{※39}の充実に向けた取り組みを進めています。

本町ではこれまで、高齢者支援に関する総合的な指針として、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、生活を支える体制の整備や生きがいづくり・社会参加の促進、介護保険事業の適正運営等に向けた各種の施策・事業を推進してきました。

しかし、本町の高齢化率は、国・県・県南地域平均よりも高く、今後も高齢化がさらに加速していくことが予想されています。

特に、75歳以上の後期高齢者が増加するとともに、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯、認知症高齢者の増加が見込まれ、高齢者の生活支援や介護予防・重度化防止に向けた取り組みの充実、地域住民等の多様な主体によるサービスの提供をはじめ、高齢者支援は引き続き充実させていかなければなりません。

このような状況を踏まえ、今後は、令和5年度に策定した第9期棚倉町高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、また見直ししながら、地域包括ケアシステムのさらなる充実に向けた各種施策・事業を着実に推進し、すべての高齢者が健康で生きがいを持って暮らすとともに、要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めていく必要があります。

主要施策

4-2-1 計画的な高齢者支援の推進

高齢者福祉計画・介護保険事業計画を3年ごとに見直し、総合的・計画的な高齢者支援を推進します。

^{※39} 予防・介護・医療・生活支援・住まいなどのサービスが一体的に提供される仕組み。

4-2-2 高齢者の生きがいづくり・社会参加の促進

高齢者が生きがいを持って充実した生活を送り、積極的に社会参加することができるよう、老人クラブの活動支援や高齢者の学習・文化・スポーツ活動への参加促進、シルバー人材センターの活動支援・有効活用を図ります。

4-2-3 高齢者福祉サービスの充実

介護保険対象外の生活上の支援が必要な高齢者を対象に、緊急通報装置の給付・火災報知器の貸与や配食サービス、軽度生活援助事業、生活援助支援事業（ヘルパー等の派遣）を提供するなど、高齢者福祉サービスのより一層の充実に努めます。

4-2-4 介護予防サービス・介護サービス等の充実

- ① 高齢者の健康づくり・介護予防に向け、フレイル^{*40}等の多様な課題に対応した、保健事業やスポーツ事業と介護予防事業が一体となった取り組みを推進します。
- ② 高齢者が介護状態にならないよう、地域サロンなど町民主体のサービス提供体制を充実させながら、有償ボランティアによる訪問型サービスや通所型サービス（デイサービス）、介護予防教室等を行い、介護予防・日常生活支援総合事業を推進します。
- ③ 介護・支援が必要な人が適切な介護サービスを受け、重度化を防止し、安心して暮らせるよう、各種の居宅サービスや地域密着型サービス、施設サービスの提供体制の充実に努めます。

4-2-5 認知症対策の推進

認知症の増加に対応し、見守り体制の充実や認知症サポーターをはじめとする支援者の育成・確保、関係機関と連携した認知症の早期発見・予防・重度化の防止に向けた取り組みなど、認知症対策を推進します。

4-2-6 地域包括的支援事業の充実・推進

地域包括支援センターの運営や在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援体制の整備等を行う包括的支援事業を推進します。

^{*40} 加齢によって心身が衰え、活動量が低下し、要介護に移行する一つ手前の状態。

4-3 障がい者支援



現状と課題

障がいのある人もない人も、一人ひとりが尊重され、地域の中でともに生き、ともに活躍できる社会づくりが求められています。

本町ではこれまで、障がい者支援に関する総合的な指針として、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画を策定し、障がい者に対する町民の理解の促進や障がい福祉サービスの提供、障がい者の就労の支援をはじめ、障がい者の自立支援と総合的な生活支援を基本とした各種の施策・事業を推進してきました。

しかし、近年、障がい者の高齢化、障がいの重度化・重複化、介護者の高齢化が進んでおり、将来の生活に不安を抱いている家庭も少なくないほか、就労についても非常に厳しい状況にあり、障がい者支援の一層の充実が求められています。

今後は、このような状況を踏まえ、令和5年度に策定した第5次棚倉町障がい者計画・第7期棚倉町障がい福祉計画・第3期棚倉町障がい児福祉計画に基づき、また見直ししながら、障がい者支援施策・事業の一層の内容充実を図り、障がいのある人もない人も、誰もが支え合いながら、ともに暮らすことができるまちづくりを進めていく必要があります。

主要施策

4-3-1 計画的な障がい者支援の推進

障がい者計画を6年ごと、障がい福祉計画・障がい児福祉計画を3年ごとに見直し、総合的・計画的な障がい者支援を推進します。

4-3-2 障がい者理解への啓発

障がい者や障がいに対する町民の正しい理解の促進、障がいを理由とするあらゆる差別の解消に向け、広報・啓発活動や福祉教育等を推進します。

4-3-3 障がい者の生活支援の充実

- ① 障がい者が気軽に安心して相談することができるよう、相談支援体制の充実を図ります。
- ② 障がい者が住み慣れた地域で生活し、様々な分野で活躍できるよう、居宅介護（ホームヘルプ）をはじめとする訪問系サービス、生活介護（施設での入浴・食事の介護等）をはじめとする日中活動系サービス、共同生活援助（グループホーム）をはじめとする住居系サービスなど、障がい福祉サービスの提供体制の充実を促進します。
- ③ 障がい児が身近な地域で児童発達支援（日常生活の基本動作の指導等）や放課後等デイサービス（放課後や夏休みにおける生活能力向上のための訓練等）を受けることができるよう、提供体制の充実を促進します。
- ④ 障がい者の重症化・高齢化や「親亡き後」を見据えて地域全体でサービスを提供するために広域的に設置した地域生活支援拠点の周知と活用促進に努めます。
- ⑤ 障がい者の年金・手当や各種割引制度の周知と活用促進に努めます。

4-3-4 障がい者の就労支援

障がい者の就労機会の拡充に向け、就労に関する訓練サービス（障がい福祉サービスの日中活動系サービス）の提供体制の充実促進、県南障がい者就業・生活支援センターの活用、ハローワーク白河との連携及び福祉的就労の支援等に努めます。

4-3-5 障がい児保育・特別支援教育の充実

- ① 障がい児保育・特別支援教育の充実はもとより、障がい児の成長過程に応じた切れ目のない保育・教育体制の広域的な整備を図ります。
- ② 石川支援学校分校等の東白川郡内への設置について、関係機関に要請していきます。



4-4 地域福祉



現状と課題

少子高齢化が急速に進む中、核家族やひとり暮らしの高齢者、高齢者夫婦世帯が増加するなど家族形態が大きく変化し、全国的に家庭の介護力や地域で支え合い助け合う機能の弱まりが指摘されています。

さらに、8050(9060)問題^{※41}やダブルケア^{※42}、ヤングケアラー^{※43}など、これまでのように対象者ごとの縦割りの制度による公的サービスだけでは対応が難しい課題のほか、心の病の増加に応じた自殺対策の充実などの課題も出てきています。

このような家庭・地域の「福祉力」の弱まりや、社会環境の変化とともにますます複雑・多様化する生活課題に対応していくためには、公的な取り組みだけでなく、住民や住民団体等が自分のこととして参画し、地域全体で支え合い助け合う仕組みをつくり上げ、「地域共生社会^{※44}」の実現を目指していくことが必要です。

また、本町では、社会福祉協議会が、各種福祉・介護予防サービスの提供のほか、福祉ボランティア活動の促進や地域における福祉体制づくり等を行い、地域福祉推進の中核的役割を担っており、このほか、民生委員・児童委員や福祉ボランティア団体、老人クラブ等の各種団体、行政区等が地域に密着した様々な活動を展開しています。

しかし、今後、少子高齢化や核家族化はさらに進行し、これらに伴い、援助を必要とする高齢者や障がい者等が増加し、福祉ニーズや生活課題はますます増大・多様化することが予想され、特に、ひとり暮らしの高齢者・障がい者等の安否確認・見守りや外出・買い物等の生活支援の重要性が一層高まることを見込まれます。

^{※41} 80(90)代の親が、ひきこもりなどの50(60)代の子どもを支える家庭で、生活困窮と介護が同時に生じる問題。

^{※42} 子育てと介護等を同時に担わなければならない状態のこと。

^{※43} 家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

^{※44} 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながること、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。

このような状況を見据え、棚倉町地域福祉計画を策定し、町民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく地域福祉を推進する必要があります。

なお、本計画は社会福祉法第107条に定める地域福祉計画を兼ねています。

主要施策

4-4-1 サービスに関する情報提供体制の充実

町民自らがニーズに合ったサービスを選択し、安心して利用できるよう、各種サービス情報を集約化・共有化し、多様な情報媒体を活用しながら、わかりやすい情報提供を行います。

4-4-2 包括的な相談支援体制の整備

分野別では対応しきれない複雑化・複合化する困りごとや悩みごとなどにも的確に対応できるよう、庁内各部門の連携や関係機関・団体との連携を強化し、包括的な相談支援体制の整備を進めます。

4-4-3 地域福祉を担う多様な担い手の育成

- ① 地域福祉活動の活発化に向け、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、各種団体等の活動支援を行います。
- ② 多様な地域福祉活動への参画促進、福祉ボランティアの発掘・育成に向け、社会福祉協議会と連携し、町民や町民団体、事業者等を対象とした、福祉意識を高める広報・啓発活動や福祉教育の充実を図ります。

4-4-4 分野を越えた横断的・総合的な取り組みの推進

安否確認・見守り体制の強化をはじめ、外出・買い物の支援、交流の場・居場所づくり、生活困窮への対応、引きこもり・孤立・孤独へ対応、災害時の支援など、高齢者福祉・障がい者福祉・子どもの福祉等の各分野に共通する課題等について、横断的・総合的な取り組みを推進します。

4-4-5 権利擁護の推進、虐待防止と再犯防止

- ① 認知症・知的障がい・精神障がい等により判断能力が十分でない人の権利と財産を守るため、成年後見制度^{*45}や日常生活自立支援事業^{*46}など、権利擁護のための制度の周知と活用促進に努めます。
- ② 地域包括支援センターの相談機能の強化、東白川障がい者虐待防止センターや福島県県中児童相談所白河相談室、学校等との連携を強化し、高齢者・障がい者・子ども等に対する虐待の早期発見・早期解消に努めます。
- ③ 町民を犯罪被害から守り、安全に安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止に向けた取り組みを推進します。

4-4-6 バリアフリー化等の推進

すべての町民が安全に安心して暮らせるよう、公共施設をはじめ、整備が可能な箇所から、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン^{*47}化を進めます。

4-4-7 自殺対策の推進

誰も自殺に追い込まれることのない棚倉町の実現に向け、棚倉町自殺対策計画に基づき、自殺予防に関する正しい知識の普及やゲートキーパー^{*48}の養成をはじめとする自殺対策を推進します。

4-4-8 世代間つながりの推進

- ① あらゆる世代が健康に生活できる地域社会を構築するため、世代間につながりを深める取り組みを支援します。
- ② 多世代同居がしやすくなる取り組みを推進します。

^{*45} 認知症・知的障がい・精神障がい等により、判断能力が十分でない人の権利と財産を守るため、後見人を定めて契約や金銭の管理を支援する制度。

^{*46} 認知症・知的障がい・精神障がい等により、判断能力が十分でない人の福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等を支援する事業。

^{*47} すべての人が使いやすい施設や建物、空間等のデザイン。

^{*48} 自殺の危険を示すサインを出している人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守ることができる人。

目標値

指標名	単位	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和16年度)
ウォーキング事業への参加者数	人/年	247	350
胃がん検診受診率	%	34.10	50.00
大腸がん検診受診率	%	30.32	50.00
高齢者のインフルエンザ予防接種率	%	52.20	60.00
特定保健指導実施率	%	57.40	60.00
町内医療機関数	機関	7	7
たなちゃん体操サポーター数	人	32	50
地域サロン活動地区数	地区	22	32
相談支援件数	件/年	399	500
障がい者地域移行者数	人	0	1
買い物支援ツアー参加者数	人/年	39	70
民生委員相談訪問数	件/年	2,652	2,800



第5章 明日を拓く人と文化を育むまち

5-1 子育て支援



現状と課題

わが国では、少子化がさらに深刻化する中、令和5年度に、こども家庭庁を設置するとともに、こども基本法を施行し、少子化対策を重点的に進めています。

本町ではこれまで、子育て支援に関する総合的な指針として、棚倉町子ども・子育て支援事業計画を策定し、すこやか赤ちゃん応援券支給事業や18歳までの子どもの医療費の助成などの経済的支援をはじめ、子どもセンターにおける学習・相談・交流の場の提供、ファミリーサポートセンター事業や放課後児童クラブ・預かり保育の充実など、町全体で子育てする人を応援する取り組みを積極的に行ってきました。

しかし、全国的な動向と同様に本町の少子化も進んでおり、近年の年間出生数は70人を切っています。また、核家族化の進行等により子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、子育てに不安や孤立、負担を感じる家庭もみられます。

このような中、本町では令和6年度に、こうした状況や国の動向等を踏まえ、子ども・子育て支援事業をはじめ、子どもに関するその他の施策も包含・一体化した、棚倉町こども計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、町全体で子育てする人を応援する体制の一層の強化を進めていく必要があります。

また、本町では、少子化対策の一環として、新婚世帯の居住に関する支援や結婚相手を紹介した人に報奨金を支給する事業など、結婚支援に取り組んでいます。今後とも、これらの取り組みを効果的に進めていく必要があります。



主要施策

5-1-1 多様な子育て支援施策の推進

- ① 実情に即した子育て支援施策を総合的・計画的に進めるため、棚倉町こども計画を必要に応じて見直します。
- ② こども家庭センター^{※49}を設置し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対する一体的な相談支援等を行います。
- ③ 保育所などにおいて、待機児童が発生しないよう、保護者の多様な就労形態に即した保育サービスの充実を図ります。
- ④ 子どもセンターにおける子育ての相談や学習、情報提供等を行う各種サポート事業、ファミリーサポートセンター事業、放課後児童クラブ、預かり保育（幼稚園）、一時的保育（保育所）、保育料減免（保育所）など、多様な子育て支援サービスの提供に努めます。
- ⑤ 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、出産一時金制度などをはじめとする各種支援を行います。
- ⑥ 子育て世帯が気軽に相談できるよう、子育て情報が入手できる子育て応援アプリ「たなちゃん すくすくナビ」をはじめ、子育て支援アプリの周知と活用促進に努めます。

5-1-2 結婚支援の推進

独身男女の結婚を支援するため、出会いのきっかけとなるイベント事業、新婚世帯の住宅取得・賃借費用を補助する結婚新生活支援補助金事業、結婚紹介者報奨金支給制度の周知と活用促進、県のふくしま結婚・子育て応援センターが行うオンライン型紹介システム・婚活イベント、広域で実施する婚活イベントに関する情報提供等の支援に努めます。

^{※49} これまでの子育て世代包括支援センター（母子保健機能）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）が一体となった、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもへ総合的な相談支援等を行う機関。国により、市町村の努力義務とされている。

5-2 学校教育



現状と課題

わが国では、令和5年度に、総括的な基本方針・コンセプトとして、2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成、日本社会に根差したウェルビーイング^{*50}の向上を掲げた第4期教育振興基本計画を策定し、教育の振興に取り組んでいます。

本町には、現在、町立の幼稚園が3園、小学校が4校、中学校が1校あるほか、県立の高等学校が1校あります。

本町ではこれまで、教育環境の向上に向け、学校施設・設備の計画的な整備を進めてきたほか、幼稚園・小学校の適正配置を進めてきました。

また、キャリア教育の推進やコミュニティ・スクールの取り組みをはじめ、子どもたちの確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成に向けた教育内容の充実を積極的に進めてきました。

今後、デジタル化・グローバル化^{*51}の一層の進展をはじめ、社会環境はさらに大きく変化することが予想され、このような中、一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するとともに、多様な人々と協働しながら、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手になるような人材の育成がこれまで以上に求められています。

このため、学校施設・設備の整備や学校の適正配置の検討、キャリア教育を柱とした教育内容の一層の充実をはじめ、明日を拓く人材の育成に向けた総合的な学校教育環境の充実を進めていく必要があります。

主要施策

5-2-1 学校の適正配置と学校施設・設備の充実

- ① 教育環境の質の向上と子どもたちの学びの保障を図るため、幼稚園・小学校の適正配置について検討していきます。
- ② 安全・安心・快適な教育環境づくりに向け、計画的な学校施設の整備を行います。
- ③ デジタル機器の計画的更新をはじめ、教育内容の充実に応じた設備や教材・教具の整備を図ります。

^{*50} 身体的・精神的・社会的によい状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。

^{*51} 経済や文化、人、知識をはじめ、あらゆるものが国の枠組みを越えてつながること。

5-2-2 教育内容の充実

- ① 人間形成の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、幼稚園における教育内容の充実を図ります。
- ② 確かな学力と幅広い知識・職業実践力の育成に向け、キャリア教育推進プラン等を毎年度見直しながら、学力向上に取り組むとともに、職業体験学習（チャレキッズ等）などを通してキャリア教育の充実を図ります。
- ③ 豊かな心の育成に向け、道徳教育や人権教育、福祉教育、体験活動、郷土学習の充実を図ります。
- ④ 健やかな体の育成に向け、体力・運動能力の実態把握と必要な指導の推進、学校保健、学校給食・食育の充実を図ります。
- ⑤ グローバル化や地球環境問題に対応できる人材、デジタル人材の育成に向け、外国語教育や環境教育、デジタル化に即した教育の充実を図ります。
- ⑥ 支援を必要とする子どもやいじめ、不登校等の悩みに対する相談・指導を充実させ、子どもや保護者のニーズを踏まえながら、「学びの多様化学校」など、子どもの多様性に応じた居場所と学びの保障の確保に努めます。
- ⑦ 教職員の働き方改革を推進し、教育の質の向上と、健康で活力のある学校づくりを図ります。

5-2-3 地域や高校との連携強化

- ① 地域とともにある学校づくりに向け、地域における人材の育成・確保を進めながら、コミュニティ・スクールの取り組みの充実を図ります。
- ② 中学校の部活動の地域移行について、指導者や運営団体等の確保・育成等を進め、段階的に取り組んでいきます。
- ③ 幼稚園・小中学校と県立修明高等学校との連携を強化し、子どもたちの体験活動の機会の充実を図ります。

5-2-4 通園・通学の支援

子どもたちが安全に安心して通園・通学できるよう支援します。



5-3 生涯学習



現状と課題

人生100年時代やデジタル社会といわれる現代社会において、生涯学習の重要性は一層高まっており、一人ひとりが、あらゆる機会に、あらゆる場所で学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が求められています。

本町では、町民の学習ニーズに応えるため、18歳以上を対象とした修道館大楽をはじめ、各種の学級・講座を開設しているほか、青少年の健全育成に関する事業の推進、読書環境の充実、学習情報の提供や社会教育団体の育成等に努めています。

このような中、ますます多様化・高度化する学習ニーズへの対応、指導者の確保・活用等が課題となっているほか、全国的に青少年をめぐる様々な問題が表面化する中、青少年の健全育成に町全体で取り組むことが求められています。

また、読書活動は、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠かせないものであり、全国的に読書離れ、活字離れが進む中、より多くの町民が読書に親しめる環境づくりが求められています。

今後は、このような状況を踏まえ、学習機会の充実や青少年の健全育成に向けた取り組みの推進、図書館の充実と読書活動の促進など、総合的な学習環境づくりを進めていく必要があります。



主要施策

5-3-1 学習機会の充実

- ① 常に社会環境の変化や町民の学習ニーズを的確に把握するとともに、学習成果の地域社会への還元を見据え、修道館大楽の講座をはじめ、魅力ある学級・講座、関連事業の企画・開設を図ります。
- ② 学習活動等を指導・支援するボランティアの確保・活用を図るため、生涯学習人材バンクの充実を図ります。
- ③ 本町ならではの生涯学習関連施策を総合的・計画的に進めるため、生涯学習推進計画の策定について検討していきます。

5-3-2 青少年の健全育成

明日を担う青少年の健全育成に向け、青少年育成町民会議による各種活動の充実をはじめ、家庭教育の機会の提供、青少年の体験・交流活動への参加促進等に努めます。

5-3-3 図書館の充実と読書活動の促進

- ① 図書館について、町民ニーズに即した蔵書の充実や学校図書室との連携強化、施設・設備の適切な維持管理を行い、利用を促進します。
- ② 子ども読書活動推進計画を見直し、子どもたちが本に親しむ機会の充実に向けた取り組みを進めます。

5-3-4 社会教育団体等の育成支援

各種学習活動等の活発化を促すため、社会教育団体や自主的な学習団体・サークルの育成を図ります。



5-4 文化芸術・文化財



現状と課題

文化芸術は、豊かな心を育むとともに、人と人とお互いに理解し合う機会を提供するものであり、ともに生きる社会づくりや地域活性化に重要な役割を果たしています。

現在、本町の文化団体連絡協議会に加盟している文化団体は24団体あり、これらが中心となって、文化センター（倉美館）等を利用して多種・多様な文化芸術活動が行われています。

町では、倉美館運営協会の自主事業や文化団体の自主的な活動を支援しているほか、秋の文化祭や子どもを対象とした芸術鑑賞教室等の文化行事を開催し、文化芸術の振興に努めています。

しかし、文化芸術活動への参加者の高齢化や固定化といった状況も見られ、今後は、幅広い年代の町民が気軽に文化芸術にふれ、楽しみ、活動できる環境づくりを一層進めていく必要があります。

また、文化財は、長い歴史の中で生まれ、大切に守られてきた貴重な財産であり、地域の歴史や文化・風土を内外に発信する上で大きな役割を担っています。

本町には、国指定史跡「棚倉城跡」や国指定重要無形民俗文化財「都々古別神社の御田植」をはじめとする36件の国・県・町指定文化財、由緒ある神社仏閣など、数多くの歴史文化資源があります。

これらを保存し、守りながら、町民や観光客が町の歴史文化資源にふれられる機会の創出が求められています。

さらに、本町では、現在、これらの歴史文化資源を生かしたまちづくりに向け、国に認定された「棚倉町歴史的風致維持向上計画」（歴まち計画）等に基づき、様々な事業を進めています。

今後とも、この計画等に基づく各種事業を着実に推進し、これまで大切に受け継がれてきた歴史文化資源の保存を図るとともに、観光をはじめとする地域活性化への活用を進めていく必要があります。



主要施策

5-4-1 文化団体等の活動支援

町民の自主的な文化芸術活動の活発化に向け、文化団体連絡協議会や加盟団体の活動支援を行います。

5-4-2 文化芸術の充実

- ① 多様な文化芸術を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会の充実に向け、秋の文化祭や芸術鑑賞教室等の魅力ある文化行事の企画・開催を図ります。
- ② 文化センター（倉美館）において、幅広い年齢層に向けた魅力ある自主事業が行われるよう、倉美館運営協会などへの支援を行います。

5-4-3 文化施設の充実

- ① 本町の文化芸術活動の拠点として、文化センター（倉美館）の施設・設備の維持管理や改修を計画的に進めます。
- ② 周辺自治体と連携し、文化施設の広域利用について検討を進めていきます。

5-4-4 文化財の保存・活用

- ① 有形文化財や天然記念物等について、管理者等と連携し、適正な保存・活用を図ります。
- ② 無形文化財の保存・伝承に向け、保存団体の活動や後継者の育成を支援します。
- ③ 多くの人に歴史文化資源にふれてもらうため、文化財の展示事業などを実施します。

5-4-5 歴まち計画等に基づく棚倉城跡の保存・活用の推進

貴重な歴史文化資源を守り、後世に残していくため、「棚倉町歴史的風致維持向上計画」（歴まち計画）や「棚倉城跡保存活用計画」、「棚倉城跡整備基本計画」に基づき、石垣の修繕をはじめ、棚倉城跡や歴史的風致形成建造物の保存・活用に関する各種事業を推進します。

5-5 スポーツ



現状と課題

スポーツは、心身の健康の維持・増進に役立つだけでなく、人と人との交流を促し、地域連帯感や地域への愛着を深めるものとして、地域活性化に大きな役割を果たしています。

本町では、古くから野球、ソフトボール、サッカー、駅伝などをはじめ幅広くスポーツを楽しむ地域性が醸成されており、特にホッケーについては、平成7年に開催された「ふくしま国体」の競技会場になったことを契機に、競技の普及が進み、令和5年11月には「公式ホッケータウン」として日本ホッケー協会から認定を受けています。

さらに、令和4年3月には日本ソフトテニス連盟が、ルネサンス棚倉の一角にテニスコートを整備したことから、本町においてソフトテニスの普及・振興、競技力強化が図られています。

また、本町のスポーツ施設は、バレーボールやバスケットボールなど様々な競技が行える主競技場や柔剣道場、卓球場、トレーニング室を備えた総合体育館をはじめ、野球、ソフトボール、サッカーなどの競技が行える棚倉運動広場やルネサンス棚倉多目的広場（人工芝グラウンド・天然芝グラウンド）などがあり、活発に利用されています。

現在、本町のスポーツ協会に加盟しているスポーツ団体は16団体あるほか、総合型地域スポーツクラブ「棚倉スポーツクラブ」があり、これらが中心となって、多種・多様なスポーツ活動が行われています。

町では、これらスポーツ団体の自主的な活動を支援しているほか、スポーツ協会やスポーツ推進委員と連携し、町民総合スポーツ大会や各種スポーツ教室、スポーツイベントを開催し、スポーツの振興に努めています。

しかし、近年、健康志向の高まりなどにより、町民のスポーツニーズは、ますます多様化してきている一方で、スポーツ活動への参加者の高齢化・固定化といった状況もみられ、今後は、幅広い年代の町民が生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動を行い、生活の一部として定着させることができる環境づくりが一層求められています。

このため、各種競技の競技基盤となるスポーツ施設の適正管理やスポーツ団体の育成、多様なスポーツ活動の普及など、スポーツの日常化に向けた取り組みを進めていく必要があります。

主要施策

5-5-1 多様なスポーツ活動の普及促進

- ① スポーツ協会やスポーツ推進委員と連携し、町民総合スポーツ大会や各種スポーツ教室、スポーツイベントの内容充実を図り、町民の参加を促進します。
- ② 誰もが気軽に行えるニュースポーツや時代に即したスポーツなどの普及を支援します。

5-5-2 スポーツ施設の充実

- ① 総合体育館をはじめ、運動広場やルネサンス棚倉などのスポーツ施設について、改修等を計画的に進めるとともに、有効活用を図ります。
- ② 周辺自治体と連携し、スポーツ施設の広域利用を進めていきます。

5-5-3 スポーツ団体等の活動支援

- ① 町民の自主的なスポーツ活動の活発化に向け、スポーツ協会や加盟団体の活動支援や総合型地域スポーツクラブの自立・育成支援を行います。
- ② 町民の多様なスポーツニーズに応えるため、研修会への参加促進等により、スポーツ推進委員の育成・確保に努めます。

5-5-4 スポーツによる関係人口の拡大

- ① 都市部等からのスポーツ合宿やイベント等において、総合体育館や棚倉運動広場、ルネサンス棚倉多目的広場等の活用を促進しながら、関係人口の増加に努めます。
- ② 町内のスポーツ団体と町外団体とのスポーツを通じた交流を支援します。



目標値

指標名	単位	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和16年度)
保育園待機児童数	人/年	3 (令和6年4月1日)	0
結婚支援事業への参加者数	人/年	7	30
棚倉町結婚新生活支援補助金交付者数	人	21	71
将来の夢や目標を持っていると回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	%	57.00	75.00
学校に行くのは楽しいと思うと回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	%	53.00	75.00
英語の勉強は好きと答えた児童割合	%	76.40	90.00
不登校からの子どもサポート教室 通級登録児童生徒数	人/年	7	10
生涯学習講座受講者数	人/年	1,365	1,500
図書館利用登録者数	人	5,808	6,000
文化センター利用者数	人/年	17,725 (令和4年度)	20,000
文化財展等観覧者数	人/年	86	200
公共スポーツ施設利用者数	人/年	61,953 (令和4年度)	70,000



第7次棚倉町振興計画 児童絵画展
テーマ「住んでみたい、将来の棚倉町」

6年生

優 秀 賞

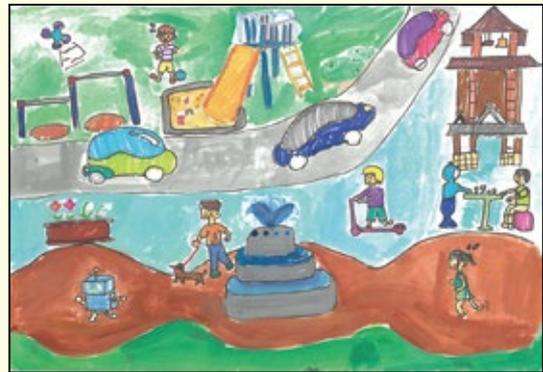


近津小学校 陣野倫太郎

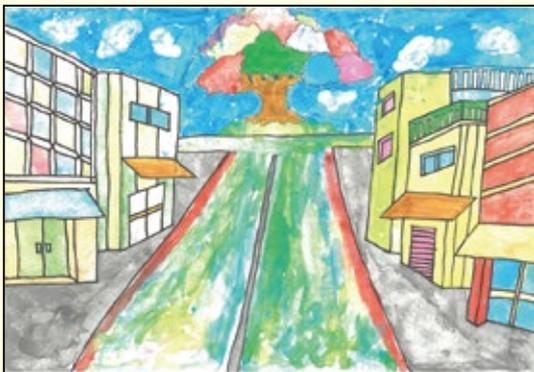
佳 作



棚倉小学校 近藤 凜子



棚倉小学校 菊池那穂子



棚倉小学校 近藤 結人



近津小学校 大縄 結愛

第6章 未来への基盤が整ったまち

6-1 土地利用



現状と課題

土地は、人々のあらゆる活動の共通の基盤であるとともに、限られた貴重な資源であり、公共の福祉と自然との共生に配慮しながら、高度かつ有効に利用していくことが必要です。

本町は、福島県中通りの南部に位置する、総面積159.93km²の町で、土地利用の状況を見ると、山林・原野や田・畑等の自然的土地利用が総面積の大半を占め、総面積の22.5%にあたる3,602haが県南地域のうち1市3町3村で構成される県南都市計画区域に指定され、用途地域が定められています。

本町ではこれまで、土地利用関連法令に基づき、計画的な土地利用及び適切な支援・指導を実施してきましたが、社会環境が大きく変化する中、主要産業である農業の振興や豊かな自然環境・歴史文化環境の維持に向けた農地・森林等の保全が求められているほか、一方では、便利で安全・快適な市街地環境の形成をはじめ、移住・定住の促進や観光客の増加に向けた都市的な土地利用を進めていくことも重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、近年の土地利用の動向や社会環境の変化、町民ニーズの動向等を総合的に勘案しながら、土地利用に関する指針を策定し、町の持続的発展に向けた計画的な土地利用を推進していく必要があります。

また、県立棚倉高等学校の跡地をはじめ、国・県等で所有する公有財産が長期に未利用となっている状況もみられ、今後どのように活用していくのが課題となっており、土地の利用計画及び公益利用が見込まれるかも含め、実用性・実効性のある活用方策を十分検討していく必要があります。



主要施策

6-1-1 計画的な土地利用の促進

農業環境・自然環境・歴史文化環境と都市環境とが調和した持続可能なまちづくりに向け、土地利用・市街地整備の総合的な指針である都市計画マスタープランを必要に応じて見直すとともに、コンパクトで便利・安全な中心市街地の形成を進めるため、立地適正化計画の策定について検討していきます。

6-1-2 適正な土地利用への誘導

- ① 土地利用関連法令・関連計画の周知と一体的運用を図り、適正な土地利用への誘導を図ります。
- ② 民間事業所における太陽光発電施設をはじめとする大規模施設整備について、町民の安全・安心な生活環境や自然環境などとの調和を図るために必要な制度の構築を検討します。

6-1-3 未利用地の有効活用

県立棚倉高等学校跡地をはじめとする、国・県・町等が所有する公益利用が見込まれる未利用地について、町民や関係団体等と協調しながら、有効活用について検討していきます。



6-2 道路



現状と課題

道路は、住民の日常生活や地域の産業・経済活動、地域間の連携・交流を支える重要な社会基盤です。

本町の道路網は、国道2路線（118号・289号）、県道9路線（主要地方道4路線・一般県道5路線）、町道200路線等によって構成されています。

現在、国道及び県道については、それぞれ改良整備等が進められており、町道についても、各行政区からの要望等を踏まえながら、整備・維持管理を計画的に進めています。

今後とも、いつ起こるかわからない自然災害に備えながら、観光の振興をはじめとする町全体の活性化に向け、より一層安全で便利な道路網の整備を進めていく必要があります。

また、本町を含む県南地域は、高速道路や高規格道路の空白地帯ですが、県の新広域道路交通ビジョン及び計画において、国道118号の延伸拡幅等による郡山と水戸の広域都市圏を結ぶ道路が構想路線として位置づけられています。

この道路は、高規格道路として整備されることで、高速化・大量輸送の実現が図られ、県南地域の発展に大きく寄与することが期待されますが、その実現に向けては関係自治体等と協調しながら、効果や課題等について十分な検討を行う必要があります。



主要施策

6-2-1 高規格道路の整備促進

県南地域の発展に向け、構想路線である（仮）水戸・郡山広域都市圏連絡道路の高規格道路整備について、関係自治体等と協調しながら、効果や課題等について十分な検討を行います。

6-2-2 国・県道の整備促進

- ① 国道の4車線化と歩道整備を関係機関に要請していきます。
- ② 県道60号黒磯棚倉線（主要地方道）の戸中峠の拡幅や一色地区のバイパス整備をはじめ、各県道の未改良区間等の整備を関係機関に要請していきます。

6-2-3 町道の整備

各行政区の要望等を踏まえ、官民連携して町道網の整備・維持管理を計画的・効率的に進めます。

6-2-4 橋梁の長寿命化

棚倉町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の定期的な点検と予防保全型の修繕等を行い、長寿命化を図ります。

6-2-5 棚倉城跡周辺等の道路整備

「棚倉町歴史的風致維持向上計画」（歴まち計画）に基づき、景観・環境に配慮した歩道及び既存水路も含めた道路整備を一体的に推進します。



6-3 公園



現状と課題

公園は、住民のいこいの場、健康づくり・スポーツの場、子どもの遊び場、ときには災害時の避難場所となる重要な施設ですが、全国的に遊具等の老朽化が進み、安全対策の強化が求められています。

本町には、亀ヶ城公園をはじめ、ポケットパークや児童公園、なかよし広場などの都市公園が18箇所あります。

これまで、これらの公園の整備や維持管理を計画的に進めてきましたが、今後も、町民が安全・安心に利用することができるよう、公園設備の整備充実や町民参加型の維持管理等に努める必要があります。

また、子どもを安心して遊ばせることができる公園の整備を求める声もあり、これらへの対応も課題となっています。

主要施策

6-3-1 公園の維持管理

- ① 町民が安全かつ安心して利用することができるよう、遊具等の公園設備の点検・更新等を計画的に進めます。
- ② 公園が適正に管理されるよう、地域住民との協働による維持管理を進めます。
- ③ 利用率が低い公園については、用途の変更や廃止を検討します。

6-3-2 新たな公園の整備

子育て世代のニーズ等を踏まえ、子どもから大人までが遊ぶことができる天候にも配慮した公園の整備について検討していきます。



第7次棚倉町振興計画 児童絵画展
テーマ「住んでみたい、将来の棚倉町」

応募作品



6-4 住宅、移住・定住



現状と課題

快適で安全・安心な住環境の確保は、人々が豊かな生活を送るための基本的な条件であり、移住・定住を促す最も重要な要素です。

本町では、現在、11団地194戸の町営住宅を管理・運営しており、低額所得者等への住居の提供を行っています。

しかし、施設・設備の老朽化が進んでいる住宅もみられ、今後は、令和6年度に見直した棚倉町公営住宅長寿命化計画に基づき、町営住宅の計画的な修繕等を行い、長寿命化を図っていく必要があります。

また、本町では、令和3年度に見直した棚倉町耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震診断・耐震改修や危険ブロック塀の撤去等に関する支援を行っているほか、令和6年度に見直した棚倉町空き家等対策計画に基づき、増加が進む空き家の適正管理を促進していますが、今後とも、快適で安全・安心な住環境づくりに向け、これらの取り組みをより一層進めていく必要があります。

さらに、本町ではこれまで、人口減少の抑制と地方創生につなげるため、移住・定住に関する相談への対応、空き家バンクの取り組みや空き家の改修・取得に関する支援、さらには県との連携による移住支援金制度の創設等に取り組んできました。

今後は、これらの取り組みの一層の充実を図るとともに、新たな取り組みを検討・推進し、移住・定住希望者の掘り起こしと確実な定着につなげていくことが必要です。



主要施策

6-4-1 町営住宅の適正管理

既存の町営住宅について、棚倉町公営住宅長寿命化計画に基づき、予防保全型の修繕等による長寿命化、適正戸数を見据えた用途廃止・解体等を進めながら、若者の移住・定住や子育て支援を目的とした町営住宅の整備を進めます。

6-4-2 民間住宅の住環境向上の支援

- ① 地震等の災害に備え、棚倉町耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震診断・耐震改修、危険ブロック塀の撤去等に関する支援を行います。
- ② 良好な生活環境の維持に向け、棚倉町空き家等対策計画に基づき、周辺環境に悪影響を及ぼす恐れのある空き家等について、適正管理・解体等に関する助言・指導・勧告を行います。

6-4-3 移住・定住に関する取り組みの強化

- ① 移住・定住に関する相談に効果的に対応し、一貫した支援が行えるよう、相談体制の強化を図ります。
- ② 空き家の活用による移住・定住の促進に向け、空き家バンク制度の充実を図るとともに、空き家の改修や取得を支援する制度の周知と活用促進に努めます。
- ③ 県と連携し、移住を支援する制度の周知と活用促進に努めます。
- ④ 地域おこし協力隊の活用を図るとともに、活動期間終了後の本町への定住・定着を支援します。
- ⑤ 移住・定住希望者のニーズを的確に把握しながら、効果的な支援施策について検討・推進します。



6-5 生活交通



現状と課題

生活交通は、住民の日々の暮らしに欠くことのできない重要な社会基盤ですが、地方においては、生活交通の維持・充実に関するニーズがますます高まる一方で、既存の鉄道や路線バスなどの公共交通機関の利用者の減少に歯止めがかからない状況にあります。

本町においては、JR水郡線が走り、3つの鉄道駅があるほか、近隣市町村を結ぶ路線バス等が運行されていますが、これら公共交通機関についても、利用者が減り続けており、事業者の経営環境からも、JR水郡線磐城棚倉駅の無人化や路線バスの路線数の減少が進められてきました。

しかし、これら鉄道や路線バスは、通勤・通学・通院をはじめ、町民の日常生活に必要不可欠な交通手段であるため、今後は、これらの維持・存続のために利用促進に向けたさらなる取り組みを進める必要があります。

また、高齢者や障がい者等の交通弱者に対しては、交通手段の確保及びその負担軽減を図るため、タクシー・バス料金の一部を助成する事業を実施しています。

今後は、交通弱者の生活の足の確保及び利便性の一層の向上に向け、さらなる内容の充実を図り、住民の生活交通を確保していく必要があります。



主要施策

6-5-1 公共交通の充実

- ① JR水郡線について、沿線自治体や県立修明高等学校等と連携し、利用促進に向けた取り組みを進めながら、JR東日本に対し、路線の維持・存続を要請していきます。
- ② JR水郡線磐城棚倉駅舎の環境整備や利便性の向上について検討していきます。
- ③ 路線バスについても、沿線自治体等と連携し、利用促進に向けたさらなる取り組みを進めながら、バス事業者に対し、路線の維持・存続を要請していくとともに、路線の維持・存続を支援します。

6-5-2 高齢者・障がい者等の交通支援

タクシー・バス利用料金の助成事業について、車を運転できない高齢者や障がい者等にとって不可欠な事業として、JR水郡線を含めた助成内容の拡充を検討していくとともに、その周知と活用促進に努めます。



6-6 デジタル化



現状と課題

近年、多くの民間企業がデジタル技術を活用して生産の自動化・省力化等に取り組んでいるほか、地方自治体においても、自治体DXが進められており、AIやロボット、ドローン等が生活に身近なものとなるなど、デジタル化による社会全体の変革が急速に進んでいます。

本町では、国の動向等を踏まえ、令和4年度に、DX推進基本方針を策定し、デジタル化により誰もが幸せに暮らせるスマートタウンを目指した各種の取り組みを進めています。

しかし、全国的な動向と同様に、本町においても生産年齢人口の減少が進んでおり、今後、行政、民間ともに雇用を確保できなくなり、経営環境を悪化させ、十分なサービスを提供できなくなる事態や、少子高齢化により、地域コミュニティの衰退、町民の医療福祉負担が増大する事態が懸念されます。

また、多様性と堅密性を持った行政運営が強く求められている昨今においては、職員の減少と反比例して、職員が担う業務の量と幅が拡大しており、DXによる職員の負担軽減が必要不可欠な状況にあります。

このような中で、行政のデジタル化は、町民サービスの向上や地域活性化に欠かせないものとして、あらゆる場面でその重要性がさらに高まってきており、行政及び地域のデジタル変革に向けた取り組みをより一層進めていくことが必要です。



主要施策

6-6-1 スマート役場の構築

誰もが簡単・便利に手続き等を行うことができるスマート役場の構築に向け、役場に来なくてもオンラインにより行政手続きを行うことができる環境の整備、税金や公共料金等の支払いのキャッシュレス化の促進、デジタル化による書かせない・待たせない窓口の整備を進めます。

6-6-2 行政の業務変革の推進

- ① 行政システムの標準化・共通化、AIやRPA^{*52}の活用による業務の生産性向上、いつでも・どこでも働けるテレワークの推進、WEB会議や電子決裁の実施等によるペーパーレス化、サイバー攻撃等による問題の発生を防ぐためのセキュリティ対策を強化します。
- ② デジタル社会に即した組織・機構の構築に向け、職員の意識改革・人材育成や「働き方改革」等を進めます。
- ③ 行政サービスのデジタル化を支えるICT環境の向上に向け、町内ネットワークや各システムの充実・更新等を進めます。

6-6-3 地域社会のデジタル化の促進

- ① デジタル化のメリットを享受できる地域社会づくりに向け、デジタルデバイス^{*53}対策の推進、データのオープン化により町民や民間事業者がデータを容易に利活用できる環境の整備を進めます。
- ② 地域課題の解決や地域活性化、町民生活の向上に向け、教育分野や福祉分野、交通分野、産業分野をはじめ、幅広い分野におけるさらなるデジタル化を推進します。

*52 Robotic Process Automationの略。ロボットにより業務を自動化する仕組み。

*53 デジタル技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差のこと。

目標値

指標名	単位	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和16年度)
橋梁長寿命化・修繕化率	%	13.58	26.00
1人当たりの公園面積	m ²	7.90	10.00
耐震診断・耐震改修の助成件数	件	16	32
地域おこし協力隊 OB-OG 定住率	%	0.00	50.00
生活交通利用助成事業利用率	%	58.20	60.00
オンライン手続きできる種類数	種	46	150



第7次棚倉町振興計画 児童絵画展
テーマ「住んでみたい、将来の棚倉町」

応募作品



第4部

資料編



第4部 資料編

1 第7次棚倉町振興計画策定の経緯

実施時期	経過等
令和5年 3月 8日	第7次棚倉町振興計画策定基本方針の決定
6月 19日	第1回振興計画審議会（委嘱状交付、会長互選、諮問）
6月 20日～ 7月 7日	町民・中学生アンケートの実施
7月 1日～ 28日	たなぐらまちづくりトークカフェ参加者募集
8月 7日～ 9日	庁内各課ヒアリング
9月 28日、29日	第1回たなぐらまちづくりトークカフェ
11月 17日	第2回たなぐらまちづくりトークカフェ
令和6年 2月 19日	第2回振興計画審議会（基礎調査結果の共有）
5月 22日	第3回振興計画審議会（基本構想）
5月 24日	3役（町長、副町長、教育長）政策会議（基本構想）
6月 17日	まちづくり計画策定会議（基本構想）
6月 21日	庁議（基本構想）
6月 24日	3役政策会議（基本構想）
7月 12日～ 31日	基本計画についての庁内各課意見照会
7月 19日	議会全員協議会説明（基本構想）
8月 21日	3役政策会議（基本計画）
8月 28日	第4回振興計画審議会（基本構想、基本計画）
9月 17日	まちづくり計画策定会議（基本構想、基本計画）
9月 24日	3役政策会議（基本構想、基本計画）
10月 1日	第5回振興計画審議会（基本構想、基本計画）
10月 4日	議会全員協議会説明（基本構想、基本計画）
10月 10日	庁議（基本構想、基本計画）
10月 18日～ 11月 4日	パブリックコメントの実施
11月 8日	3役政策会議（基本構想、基本計画）
11月 19日	第6回振興計画審議会（最終審議、答申）
11月 25日	庁議（最終協議）
12月 6日	議会全員協議会説明（基本構想、基本計画）
12月 11日	棚倉町議会定例会12月会議において第7次振興計画基本構想についての議案提出

2 棚倉町振興計画審議会条例

昭和43年2月10日

条例第1号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、棚倉町振興計画審議会（以下「審議会」という。）をおく。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、棚倉町の振興計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員14人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 4人
- (2) 関係団体の職員 3人
- (3) 一般町民 7人

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。

(会長、副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名をおく。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、地域創生課で処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和62年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附則(平成15年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成16年条例第2号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附則(平成27年条例第29号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

3 棚倉町振興計画審議会委員名簿

役 職	氏 名	備 考
会 長	立石 誠	学識経験者
副 会 長	大楯 広	一 般 町 民
委 員	片野 博之	学識経験者
//	金澤 守雄	//
//	宗形 潤子	//
//	小田 貴史 (～ R6.3.31)	関係団体の職員
//	石井 修司 (R6.5.22 ～)	//
//	川上 一美	//
//	我妻 孝志	//
//	秋山 理恵	一 般 町 民
//	近藤 愛	//
//	鈴木 佳美	//
//	高田 順子	//
//	藤田 苑子	//
//	藤田 容子	//

委嘱期間：令和5年6月19日から令和8年6月18日

4 町長からの振興計画審議会への諮問

5 地 第 4 3 号

令和5年6月19日

棚倉町振興計画審議会会長 様

棚倉町長 湯座 一平

第7次棚倉町振興計画について（諮問）

棚倉町振興計画審議会条例（昭和43年条例第1号）第2条の規定に基づき、下記の計画について貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 第7次棚倉町振興計画について
 - (1) 基本構想について
 - (2) 基本計画について

5 振興計画審議会から町長への答申

令和6年11月19日

棚倉町長 宮川 政夫 様

棚倉町振興計画審議会
会 長 立石 誠

第7次棚倉町振興計画について（答申）

令和5年6月19日付け、5地第43号で諮問のありましたこのことについて、当審議会は計画（案）に同意します。

なお、この計画の施策の実施に当たっては、下記の事項に留意され本計画の実現が図られるよう要望します。

記

- 1 まちづくりにおいては、町民をはじめ本町に関わるすべての人や団体等の積極的な参画と協働が重要であるため、その気運が醸成されるよう、まちづくりの指針である本計画の策定趣旨や内容について、十分な周知が図られることを望みます。
- 2 町民ひとり一人が幸せを感じられる豊かな未来を築くために、基本計画で示したすべての施策について確実に展開されることを望みます。

6 町民参加

○たなぐらまちづくりトークカフェ参加者

生活環境 ・ 基盤・ 産業分野 グループ	増子 圭一 永山 雄大 高田 雅士 長田 侑樹 小国 政文 近藤 弘	棚倉町交通安全協会 J A東西しらかわ 棚倉町商工会 東白川郡森林組合 棚倉町土木工友会 (株)まち工房たなぐら	移住者・ 若者・子 育て世代 グループ	鈴木 嘉人 塩田 綾子 大野 哲宏 小国遼太郎 棚辺 直哉 大平 晟嵩
保 健・ 医 療・ 福祉分野 グループ	円谷 絵美 甲賀あかり 島田めぐみ 橋本 章江 小池紀代子 須藤 俊一	棚倉町社会福祉協議会 おひさまくらぶ 寿恵園 ドリーム&ホープ 保健協力員 棚倉町国民健康保険運営協議会	高 校 生 グ ル ー プ	近藤 美彩 富岡 陽 緑川 遼汰 金澤 瑠唯 関川ことみ 鈴木 陸斗
教 育・ 文化分野 グループ	沼田 隆之 藤田 篤 松本ひとみ 戸井田明子 秋本 和彦 緑川 浩一	棚倉町立学校 PTA 連絡協議会 棚倉町校長・園長会 棚倉町社会教育委員会 倉美館運営協会 棚倉町スポーツ協会 棚倉町スポーツ推進員連絡協議会		

○パブリックコメント

趣 旨	「第7次棚倉町振興計画」の策定にあたり、住民の参画を促すとともに、住民と行政との協働による透明性の高い公正な町政運営に寄与するため、広く計画（案）を公表し、今後10年間に本町が目指すまちづくりへの意見を住民等から募集する。
募 集 内 容	第7次棚倉町振興計画【基本構想・基本計画】（案）に対する意見
募 集 対 象	町内に在住・在勤・在学する方及び町内の事業所
募 集 期 間	令和6年10月18日（金）～ 令和6年11月4日（月）
応 募 方 法	①直接持参 ②町ホームページ専用フォーム ③郵送 ④ファックス
計 画（案）の 公 表 方 法	町ホームページ及び棚倉町役場町民ホール、町立図書館、総合体育館、保健福祉センター、子どもセンター、臨時観光案内所（阿部正備茶室休憩棟）に計画（案）を設置した。
提 出 意 見	1件

○小学生児童絵画展

趣 旨	住民の町政に対する意識の高揚と子どもたちの郷土への愛着を高めることを目的とし、「住んでみたい、将来の棚倉町」をお題として、町内の小学生を対象に児童絵画展を開催した。
応 募 数	棚倉小学校：296点 社川小学校：116点 高野小学校：12点 近津小学校：104点 合計：528点

第7次棚倉町振興計画 児童絵画展
テーマ「住んでみたい、将来の棚倉町」

応募作品



第7次棚倉町振興計画

発行 令和7年3月

発行者 棚倉町 地域創生課

〒963-6192 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野33

TEL 0247-33-2112 FAX 0247-33-3715

U R L <https://www.town.tanagura.fukushima.jp/>
